

フランス公法と反セクト法

中 島 宏[※]

- I 序
- II ライシテ並びに宗教的自由概観
- III 宗教間の事実上の不平等
- IV 反セクト法
- V 結語

I 序

19世紀末から20世紀初頭にかけての世紀転換期において共和主義的改革¹⁾が成し遂げられて以来、フランスはライシテ (laïcité) と呼ばれる政教分離原則を共和国の伝統として堅持し続けてきた。このライシテの下で生じている現代的な問題を提示し検討する事が本稿の目的である。現代的な問題とは、セクト (secte) の宗教的自由についてである²⁾。

1 問題の所在

1° 「セクト」とは、主にフランスに於いて、歴史的に新しく出現した少数派宗教の事を指して用いられる用語である。しかしながら、その正確な意味は多義的で曖昧であり、侮蔑的な意味をも包含する。近年、フランスに於いては、このセクトと呼ばれる宗教団体に関わる様々なレヴェルの問題が噴出している。頻発

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第1巻第3号2002年11月 ISSN 1347-0388

- 1) 第三共和政下の共和主義的改革につき、参照、糠塚康江「第三共和制の確立と共和主義的改革(一)～(五・完)」関東学院法学第4巻第1号41～62頁(1994年)、同第2号29～51頁(1994年)、第5巻第1号1～27頁(1995年)、同2号53～85頁(1996年)、第11巻(下巻)1～33頁(2002年)。
- 2) フランスにおけるライシテとセクト問題については、既に詳細な研究がある。参照、大石眞『憲法と宗教制度』(有斐閣、1996年)、小泉洋一『政教分離と宗教的自由』(法律文化社、1998年)、同「フランスにおけるセクトと公法」甲南法学40巻3・4号181～227頁(2000年)。本稿は、以下の脚注で引用する論文も含めて、これらの先行業績に多くを負っている。

する信者の自殺や家族とのトラブル、詐欺紛いの教宣活動等は社会的不安を呼び起こし、当局は何らかのセクト対策を採ることを迫られている。これに似た状況は、日本においても耳目を集めたところであり、すぐに念頭に浮かぶ事実があるはずである。

2° 様々な分野において紛争が絶えず、セクトを白眼視する風潮の中、セクトと目される団体の活動が、憲法上保障される宗教活動として認められるのか、深刻且つ複雑な問題が存在する。そこで、フランス公法の領域に於いてセクトの宗教的自由がどのように保障されているのか、あるいはどのように制限されているのかを検討する事、特にセクトの活動を大きく制限する事になると思われるセクト対策立法について検討する事が本稿の主眼となる。そのために、まずはライシテとその下にある宗教的自由について一般的に概観する（Ⅰ）。次にライシテの下で、主流の宗教団体と、少数派あるいはセクトと呼ばれる宗教団体の間で、事実上法的地位に差異が出ている点を検討した後に（Ⅱ）、フランスに於けるセクト対策の総仕上げとして2001年に可決・公布された、通称反セクト法（loi anti-secte）の審議過程、内容及び争点について検討する（Ⅲ）。本論文が、ささやかながら、先行する業績に付け加える事ができるのは、主にⅢの反セクト法の紹介と分析の部分である。

2 問題意識

本論に入る前に、本稿の問題意識について説明しておきたい。本稿はセクトに関するフランス公法上の問題を扱うにあたって、三つの問題設定を意識しつつ検討する。三つの問題とは、日本憲法学の学説が、信教の自由並びに政教分離に関わるそれぞれの判例の検討並びに解釈問題から分岐した、以下の三つの視点である。

1° 先ず少数者の人権という観点から信教の自由並びに政教分離を論ずる視点がある。例えば小林論文³⁾は、津地鎮祭事件最高裁判決⁴⁾や自衛隊合祀事件最高

3) 小林孝輔「宗教上の少数者の権利について」札幌法学 4巻 1・2号 7～23頁（1993年）。

4) 最判昭52・7・13民集31巻 4号533頁。

裁判決⁵⁾を念頭において、多数者に対する寛容ではなく、むしろ多数者の圧制(=一般社会通念の強制)に対する不寛容こそが、政教分離規定の求める具体的方法ではないかと主張し、多数派宗教と少数派宗教との対立軸をその背景に置く。しかしここでは、国家が多数者の信ずるところに対して抑制的な態度をとるということと、政教分離原則から導き出される国家の宗教的中立性との緊張関係に自覚的とはいえない面がある。

2° 次に宗教の定義について考察する方向がある。アメリカ連邦最高裁判例に於ける宗教の定義についての進捗状況を紹介しながら、信教の自由がその保障対象とする宗教の用語定義に重きを置いて検討するものである⁶⁾。アメリカにおいては、宗教団体、特にカルト宗教が公権力による強制に直面した際、例えば兵役拒否が問題になる場合、その宗教的信念を理由とした免除を求めるケースを中心にして、宗教の定義が19世紀末から更新されてきている。

しかしながら、宗教学においても結論の出ない、宗教の定義という試みは、宗教に関わる時代時代の言説を日々重ねていくという作業になるため、不可避免的に用語が意味するところから排除されるものが現れてしまう。排除されるのは、必然的に新興あるいは少数派の宗教となろう。宗教の定義とは非常にセンシティブな問題である。

3° 日本、フランスといった、政教分離制度をとる国家において近年に於いて論議をもっとも巻き起こしたのは、政教分離制度と信教の自由の緊張関係についてである。日本に於いては「エホヴァの証人」高専生進級拒否・退学処分取消請求訴訟⁷⁾、フランスに於いてはイスラム・スカーフ事件⁸⁾を契機にして、政教分離を厳格に貫いた場合、生徒の信教の自由が侵害される虞があるということが明らかになった。こうして、政教分離制度と信教の自由の調整問題という視点が登

5) 最判昭63・6・1民集42巻5号277頁。

6) 柏谷友介『『宗教的行為』の意味』芦部信喜編『日本国憲法の理論』235～260頁(有斐閣、1986年)、小林節「アメリカ憲法における『宗教』概念」法学研究6巻2号1～22頁(1989年)、日比野勤「憲法における宗教の概念」公法研究112～125頁(1990年)。

7) 最判平8・3・8判時1564号3～13頁。

8) C.E., n.346.893, A.J.D.A., 1990, p.39-42.

場したのである⁹⁾。自由を確保するための国家からの宗教的中立性ではなく、国家による教育の領域に於ける宗教的中立性の確保が自由を侵害する刹那、それは我々が、伝統的な立憲主義的価値と現代に於ける宗教的多元主義、あるいは普遍主義と多元主義のどちらに傾いていくのかという分岐点に置かれた事になる¹⁰⁾。

本稿が俎上に乗せようとしているセクト問題とは、1° 少数者の宗教的自由、2° 宗教の定義、3° 政教分離との緊張関係という上記三つの問題設定を横断する特徴を持つ新しい領域である。特にフランスに於いて殆ど異論なく成立した「世界で最も厳しい規制」、反セクト法の審議過程に於いても、これらの問題に関する横断的な議論が展開されるはずである。

この題材選択は、第一に、今昔に関わらず、国民のほぼ8割以上をカトリックが占めるとされる宗教状況から、問題がよりラディカルに現れて来るのではないかという予測、第二に、近代立憲主義の母国であるフランスに於いてなぜ「世界で最も厳しい規制」が許されたのかという疑問、それら二つのフランスの独自性を考慮してなされたものである。

それでは先ず、問題の所在の前提を確認するために、フランスに於ける政教分離制度、ライシテと、それに規定される宗教的自由についてみることにしよう。

II ライシテ並びに宗教的自由概観

本章では現在のフランスの憲法制度下に於けるライシテと信教の自由を検討する。まず闘争的イデオロギーとして法の領域に登場し憲法的価値として定着したライシテの概念を確認した後(1)、そのライシテ下に於ける信教の自由を検討概観し(2)、次章における具体的な法的問題—特にセクト以外の少数派宗教を巡る問題—についての検討につなげたい。

9) 大石眞「政教分離原則の再検討」ジュリスト1193号95頁(2001年)。

10) 山元一「←にして不可分の共和国」の揺らぎ」日仏法学22号29～30頁(1999年)。

1 ライシテ

1° 法源

フランスに於ける政教関係に関する原則、ライシテは、まず1958年憲法第1条¹¹⁾がその法源となる。条文は次の通りである。

フランスは不可分の、ライック (laïque) で、民主的且つ社会的な共和国である。フランスは出生、人種または宗教の差別無く、全ての市民に対し法律の前の平等を保障する。フランスは全ての信仰を尊重する。

また1958年憲法前文は、「フランス人民は、1946年憲法前文で確認され補充された1789年宣言によって定められたような、人権及び国民主権の原則に対する愛着を厳粛に宣言する」としている。この前文の趣旨から1946年宣言前文にも憲法規範性があるかどうかが問題になり当初意見が分かれていたが¹²⁾、憲法院の有名な1971年7月16日判決¹³⁾によって1958年憲法前文の規範性が確認され、これに伴い1946年憲法前文も規範性をもつこととなった。これによって、ライシテに関しては1946年憲法前文第13項が法源となる。条文は次の通りである。

国家は、未成年者及び成年者の教育、職業養成及び教養についての機会均等を保障する。全ての段階での無償且つライックな公教育の組織化は国家の責務である。

憲法院とコンセイユ・デタ、それぞれの判例に於いて、如上の二つの条項をライシテに関連させて適用するかに関しては温度差がある。コンセイユ・デタはイスラム・スカーフ事件に関する1989年11月27日の意見¹⁴⁾において、ライシテの原則は「1946年10月27日の憲法前文第13項と1958年の憲法2条¹⁵⁾により確立された」として積極的にライシテの規範性を認め、またその後もこの立場を踏襲している。一方で憲法院に関しては、1977年11月23日の判決¹⁶⁾で1946年憲法前文の第13項が引用されるのみである。

11) 1995年の改正までは2条1項。

12) 樋口陽一『比較憲法〔全訂第三版〕』267～268頁（青林書院、1992年）。

13) C.C., Décision n.71-44 DC du 16 juillet 1971, Rec., p.29.

14) Voir, R.F.D.A., 6 (1), janv.-févr., 1990, pp.6-9, A.J.D.A., 1990, pp.39-42.

15) 現在は第1条。

16) C.C., Décision n.77-87 DC du 23 novembre 1977, Rec., p.42.

これらの規範を具体化する法律として、まず1905年の政教分離法が挙げられる。その条文中には「ライシテ」、あるいは「ライックな」という文言は存在しないものの、ライシテの原則を具体化する際の法源として学説上也承認されている。その第1条と第2条を挙げておこう。

共和国は良心の自由を保障する。共和国は、公序の利益のために以下に掲げる制限の下で、礼拝の自由な実践を保障する（第1条）。

共和国はいかなる礼拝にも、公認を与えず、給与を支給せず、補助金を交付しない。このため、本法公布の後1月1日以後は、全ての礼拝に関する支出は、国、県、及び市町村の予算から削除する。但し、施設付き司祭の業務に関する支出であって、高等学校、中学校、小学校、救済施設、社会養護施設及び刑務所のような公共施設に於ける自由な礼拝の実践を保障するものには予算を計上する事ができる。礼拝公共施設法人は第3条に定める規定を除いて廃止する（第2条）。

この他、第三共和政下に於いて為された公教育、埋葬並びに墓地の非宗教化や休日非就業義務の廃止、離婚の承認等に関する諸法もそれぞれライシテの法源となる。

2° 性格

歴史的には、ライックという用語はギリシャ語の *laos* をその由来とする。そもその意味はユダヤ教の司祭や神官と区別して、一般のユダヤ人を指す際にこの言葉が使われていた。それがカトリック教会内に *laicus - lai - laïque* として受け継がれ、聖職者に対して人一般あるいは宗教的でない制度の事を指すようになった¹⁷⁾。そして19世紀末、特に1870年代以降に於ける共和派と王党派の対立の中で、反教権主義運動のイデオロギーを端的に表す用語として使用されるようになった。

この間、ライシテという語は、非妥協的な反教権主義の色彩を帯びて使用されることはあったものの、必ずしも反宗教的な概念ではない事に注意する必要がある。コンコルダ体制下に於いて既に使用されていたライシテという言葉は、1)

17) Guy Coq, *Laïcité et République*, Édition du Félin, 1995, p.15.

国家と宗教とを分離し宗教に包括的地位を認めないものの、2) 社会に於ける宗教の必要性を認め、3) 信仰の多様性を保障する、という内容をもつものであった¹⁸⁾。1870年代にライシテと同様に盛んに使用されたライシスム (laïcisme) という言葉は、ライシテに関する上記三つの構成概念のうち、第一の点のみを指すもので、反宗教的な意味をもっていた。よって、「ライシテは、国家の断固たる敵対的立場を指すライシスムとは異なる」¹⁹⁾。ビュルドーも、政教分離に関しては、国家が敵対心をもって教会を統制する契機を戦闘的ライシスムとし、教会に自由という共通の権利を享受させるに任せて国家は教会を無視する自由な分離主義にライシテという名が付与されてしかるべきである²⁰⁾、とした。法的分離の激しさが緩和されるという条件の下で、世俗社会と宗教社会の二元性を承認する事を国家に課す厳格な中立性は、この自由な分離主義によってしか実現しないとしている²¹⁾。また、ロベールは、政教分離を国家による完全な無関心であるとし、これには二つのタイプがあるとす。即ち敵対的無関心 (indifférence hostile) と寛容的無関心 (indifférence tolérante) である。前者の例は旧ソヴィエトに於ける政教関係であり、フランスに於けるライシテは後者にあたるとする²²⁾。学説に於いてもライシテが宗教に対して敵対心を持つものでなくなっていることは一般的なようである。

ライシテという用語が形成していくにあたり最も影響を受けた理念は19世紀末から20世紀初頭にかけての共和主義である。第3共和政下に於いては、カトリック教会は国家内国家たる性格が危惧され、共和国の単一性を脅かすものとして共和主義者から敵対視された。現在に於いてもこの文脈は途絶える事はない。「法的並びに領域的単一性、言うなれば水平面での単一性は、倫理的あるいは精神的な別種の単一性を要求する。これがライシテであり、すなわち、国家と確立され

18) Ibid, pp.37-39.

19) Pierre Avril, Jean Gicquel, *Lexique / droit constitutionnel*, P.U.F., 2^{ème} éd., 1989, p.73.

20) Georges Burdeau, *Les libertés publiques*, L.G.D.J., 3^{ème} éd., 1966, pp.318-319.

21) Ibid., p319.

22) Jacques Robert, Jean Duffar, *Droits de l'homme et libertés fondamentales*, Montchrestien, 7^{ème} éd., 1999, p.589.

ているか否かを問わずあらゆる宗教との間の組織的な結びつきが欠けていることによる単一性ともいえる。」「特に国家に関しては、ライシテは、単一性の新たな担保 (nouveau gage d'unité) であり、その単一性とは共和国に必要な精神的単一性である」²³⁾。

ライシテとは、反教権主義的なイデオロギーを背負いながらも、一般的には宗教への対蹠性は払拭されており、また、共和国の単一性を担保するもの、ということになるのであろうか。一言で言おうとしてもなかなか言い得ない言葉である。それでは法的にはその内容はどのようなものとして捉えられているのだろうか。次はその法的概念を検討する。

3° 法的概念

「ライシテ、その言葉はきな臭い (Laïcité : le mot sent la poudre)。それは相対立する感情的な反響を呼び起こす。それは、ある明瞭な概念に賛成するか反対するかによって人々を敵対させる通常の対立ではない。その対立とは、概念の中身自身、そして言葉の意味に関するものである。

この不協和は驚くに値しない。ライシテの概念は、実際のところ、喧騒の中で、即ち思想の対立、とりわけ党派の抗争の中で形成されたからである。その概念は、静かな推敲や定義の努力によって導き出されたというよりは、むしろ直感、気性、絶対的信念を表している。その概念は、自由な討論領域に於いて生まれ、世論の変動の余波に影響を受けながら、そこにあり続けている」²⁴⁾。

このようにリヴェロが1949年の論文で述べていたように、ライシテの法的概念は錯綜しており、論者によってその内容は微妙に異なる。ライシテの概念を理解しようとする事が困難であるのは、ライシテという言葉をもその時々政治的文脈で捉えようとするからである。ライシテには、言わば森を見えなくする木 (arbre qui cache la forêt) の側面があり、それは政治的あるいは政治化された様相 (aspect politique, ou politisé) を呈するものである²⁵⁾。

23) Claude Nicolet, *L'idée républicaine en France, 1789-1924*, Gallimard, 1982, pp.447-449.

24) Jean Rivero, *La notion juridique de laïcité*, D., chronique, 1949, p.141.

25) Jean-Baptiste Trotabas, *La notion de laïcité dans le droit de l'église catholique et de l'état républicaine*, L.G.D.J., 1961, pp.22-23.

ライシテの法的概念に関して、公法学者の最もスタンダードな捉え方は、如上のリヴェロ²⁶⁾やロベール²⁷⁾のものと思われる。即ち、ライシテの内容は1905年の政教分離法の第1条と第2条に由来する、とするものである。第1条は、「共和国は良心の自由を保障する。共和国は……礼拝の自由な実践を保障する」と規定しており、これはライシテの積極的側面を構成する。即ち、良心の自由と礼拝の自由から構成される信教の自由である。このような自由が保障されるためには、国家は積極的に宗教的差別等を是正しなければならない。一方で、第2条は、「共和国はいかなる礼拝にも、公認を与えず、給与を支給せず、補助金を交付しない」と規定し、これはライシテの消極的側面を構成する。この消極的側面は、公的礼拝と公的宗教体制を放棄するもので、前者は礼拝を差異無く尊重する事、後者は宗教事項が公的事項になり得ない事を国家に課すもので、不可避的にいかなる礼拝にも財政的な支援をなすことが出来なくなる²⁸⁾。このようにライシテを二つの側面に分ける捉え方が一般的であり²⁹⁾、信教の自由とライシテを結合させて理解しようという姿勢が見られる。政教分離法の第1条並びに第2条から導かれるこの信教の自由とライシテの結合は、1958年憲法第1条の規定と、1977年11月23日の憲法院判決³⁰⁾で、良心の自由が「共和国の法律によって認められた根本原理の一つとして認められるべきである」とされたことも加わって、根底的に強調されたとする者もいる³¹⁾。そしてライシテは、その2つの側面から、宗教的、政治的、思想的立場に対する国家の中立性 (neutralité de l'État) を要求するものである。ライクな国家はあらゆる宗教を許可 (admet) するが、いかなる宗教も公認 (reconnait) しない³²⁾。

以上の流れでライシテを捉えた後、リヴェロはさらに詳しくその内容を検討し

26) Jean Rivero, *Les libertés publiques*, P.U.F., 4^{ème} éd., 1989, pp.184-186.

27) Jacques Robert, Jean Duffar, *Libertés publiques et droits de l'homme*, Montchrestien, 1988, pp.415-418.

28) ただし、施設付き司祭に関しては、政教分離法第2条2項が公費負担としていることからライシテが元来許容している例外とされる。

29) Jean Morange, *Droits de l'homme et libertés publiques*, P.U.F., 1989, p.312.

30) C.C., Décision n.77-87 DC du 23 novembre 1977, Rec., p.42.

31) Claude Leclercq, *Libertés publiques*, Litec, 4^{ème} éd., 2000, p.265.

32) Ibid.

ているのでその項目を挙げておこう。ライシテは国家に対して以下の4つの点を要求する。

第一に、いかなる信仰も宣伝する事は許されない。この点はさらに3つの点に細分化される。1) 国家は教理を強制することはできず、公序は教義の内容をその対象としない。2) 国家機関が教宣活動をすることはできない。第3共和政下の1884年に於ける憲法改正によって公的礼拝が廃止されたことはこの側面の具現化である。3) 国家はいかなる宗教に対しても、公認という精神的な支援であれ、金銭の補助という物質的な支援であれ、為すことはできない。

第二に、中立性の観点から、国家は個人の自由な選択を尊重しなければならない。ある宗教を信じないものの良心は、それを信ずるものの良心と全く同じ価値しかもたない。その要求が公序を侵害しない限り、お互いにそれに満足すればよいのである。

第三に、公職採用に関して、個人の形而上学的な選択を理由にして、差別を為すことは許されない。

第四に、国家は教会の規則並びに良心が命ずるところによってなされた決定を尊重する。

このように良心と分かちがたく定義されたライシテは、宗教的没頭や哲学的あるいは政治的賛同によって人の意見を区別するいかなる理由も存在しない。それ故に、精神的自由に関する問題は全き一つの領域上にある³³⁾。

一方で、コリアールのように、ライシテの内容を1958年憲法第1条と政教分離法第2条にもとめ、良心の自由との結びつきを強調しないものもある³⁴⁾。ライシテとは寛容と尊重の原則 (principe de tolérance et respect) であり、リヴェロの挙げた中立性に関する記述を引用しながら、それは国家の無関心を意味するとする³⁵⁾。

ヴァクスマンのように、ライシテという言葉の使用を、教育の自由と公教育に

33) Rivero, *La notion juridique de laïcité*, op.cit., p.138.

34) Claude-Albert Colliard, *Libertés publiques*, Dalloz, 7^{ème} éd., 1989, pp.442-443.

35) *Ibid.*, p.443.

関する領域のみに限定するものもある³⁶⁾。信教の自由に関して、政教分離法第1条並びに第2条に示される政教分離の原則が要求される事を述べるに留まる³⁷⁾。

ルブルトンに至っては、ライシテという用語を、信教の自由に関して、公教育に関して使用しない。政教分離法に関しては、第1条が信者の礼拝の自由を保障するもので、第2条が礼拝に対する国家の友好的中立性 (*neutralité bienveillante*) を要求するもの、第3条が教会財産の管理について規定する、と述べ、ほぼ一貫して中立性という用語を使用する³⁸⁾。教育の自由に関して、公教育の中立性 (*neutralité de l'enseignement public*) という用語を使用している³⁹⁾。

エマン＝ドアは、歴史的記述に於いて以外は、1986年9月18日の憲法院判決⁴⁰⁾によって、憲法的価値の対象であり、且つ、民主主義の条件の一つとされた多元主義 (*pluralisme*) についての記述に於いてのみ、宗教的表現の自由と調整すべきものとしてライシテを挙げるに留まる⁴¹⁾。

ライシテという用語は、第三共和政期に闘争イデオロギーとして普及し、1905年の政教分離法として具現化された。学説に於いて、このように違いがあるのはライシテの歴史的・政治的多義性によるものであろう。ただ少なくとも二点につき大体の合意があると思われる。それは、第一に、ライシテの根拠を政教分離法第1条並びに第2条に求め、信教の自由を包含するものとしてライシテの法的概念を構築する点、第二に、ライシテが主に国家の中立性として理解されるという点である。

しかし、このようなライシテの法的概念は、近年の憲法訴訟の活発化と共に、他の憲法的価値との調整を迫られている。それは多元主義である。エマン＝ドア

36) Patrick Wachsmann, *Libertés Publiques*, Dalloz, 3^{ème} éd., 2000, pp.479-493.

37) *Ibid.*, p.474.

38) Gilles Lebreton, *Libertés publiques et droits de l'homme*, Armand Colin, 4^{ème} éd., 1999, pp.383-389.

39) *Ibid.*, p.406.

40) C.C., Décision n.86-217 DC du 18 septembre 1986, Rec., p.141.

41) Arlette Heymann-Doat, *Libertés publiques et droits de l'homme*, L.G.D.J., 6^{ème} éd., 2000, p.210.

がライシテの用語を、多元主義の項で扱ったように、その影響は大きい。共和国の単一性を担保する役割を担ってきたライシテの概念は、多元主義との関係で見直しを迫られているといえる。それを検討する前にライシテの下に置かれる信教の自由の概念について確認しておきたい。

2 信教の自由⁴²⁾

1° 法源

信教の自由に関して現行の1958年憲法は、第1条に於いて次のように規定するのみで、信教の自由を明示していない。

フランスは不可分の、ライックで、民主的且つ社会的な共和国である。フランスは出生、人種または宗教の差別無く、全ての市民に対し法律の前の平等を保障する。フランスは全ての信仰を尊重する。

しかし、前述のように1958年憲法の前文の規範性が確認されているため、これが参照している1789年人権宣言並びに1946年憲法前文が憲法規範として効力をもつ。

まず1789年人権宣言第10条は次のように規定する。

何人も、その意見の表明が法律によって定められた公序を攪乱しない限り、たとえ宗教上のものであっても、その意見について不安をもたされることがあってはならない。

さらに1946年憲法前文第1項、第5項並びに第13項はそれぞれ次のように規定している。

フランス人民は、人類を隷従させ墮落させる事を企図した体制に対して自由な人民が勝ち得た勝利の直後に、あらためて、全ての人間が、人種、宗教、信仰による差別無く、不可譲にして神聖な権利をもつ事を宣言する（第1項）。

何人もその労働若しくは職務に於いて、その出自、その意見、またはその信

42) フランスに於いては、信教の自由に関して、信教の自由(liberté de la religion)と、宗教的自由(liberté religieuse)という二つの言い方がある。特にこの二つの言葉は区別されていないので、本稿でも同義の用語として使用している。この他、良心(conscience)、礼拝(culte)、信仰(croyance)、意見(opinion)、信条(foi)、思想(pensée)等の用語がある。

仰を理由として、侵害され得ない（第5項）。

あらゆる段階に於ける無償且つライICKな公教育を組織する事は国家の義務である（第13項）。

この他、フランスの批准している国際法の規定が引用されることが多い。1950年のヨーロッパ人権条約9条がこれにあたる。

全ての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自己の宗教または信念を変更する自由並びに、単独でまたは他の者と共同して及び公にまたは私的に、礼拝、教導、行事及び儀式によってその宗教または信念を表明する自由を含む⁴³⁾。

このように、フランスの国内法のうち、憲法レヴェルに於いても法律レヴェルに於いても明示的に信教の自由を規定する条文は存在しない⁴⁴⁾。ただ、後述のように、一般的な学説によると信教の自由は良心の自由と礼拝の自由から構成されるとされ、このうち良心の自由に関しては以下のように判例に於いてその憲法的価値が認められている。

まず、憲法院は良心の自由の憲法規範性を次の様に認めている。

「[1789年人権宣言第10条並びに1946年憲法前文第5項に鑑みて、]良心の自由は共和国の法律によって認められた根本原理の一つとみなされなければならない」⁴⁵⁾。

コンセイユ・デタもイスラム・スカーフ事件に関する1989年の意見に於いて、良心の自由の憲法的価値を次のように明言している。

「1905年12月9日の法律〔政教分離法〕は、教会と国家の分離を行いながら、『共和国は良心の自由を保障する』ということを確認した。この自由は、共和国

43) 訳は山本草二編集代表『国際条約集』99頁（有斐閣、1997年）。国際法の適用に関しては、本稿では立ち入らない。ヨーロッパ人権条約とフランスの宗教的自由について扱ったものとして、小泉洋一「ヨーロッパ人権条約とフランスの宗教的自由」甲南法学42巻1・2号89～146頁（2001年）。

44) 1789年人権宣言第10条について、辻村みよ子『人権の普遍性と歴史性』105頁（創文社、1982年）、並びに桑原武夫編『フランス革命の研究』326頁（岩波書店、1959年）並びにジャン・モランジュ（藤田久一・藤田ジャクリヌ訳）『人権の誕生』64～70頁（法律文化社、1990年）を主に参照。

45) C.C., Décision n.77-87 DC 23 novembre 1977, Rec., p.42.

の法律によって認められた根本原理の一つとみなされなければならない。]⁴⁶⁾

このような判例からすると、信教の自由の主要な構成要素たる良心の自由と礼拝の自由のうち、少なくとも政教分離法第1条に具現化された良心の自由は明確に憲法的価値を有するという事ができるであろう。では、次にその構成概念を見る事にする。

2° 構成概念

信教の自由は、伝統的に良心の自由と礼拝の自由の二つから成るとするのが一般的な学説である。

フランス近代憲法学の泰斗エスマンは、信教の自由は良心の自由と礼拝の自由から成るとしていた⁴⁷⁾。

先ず、政教分離法第1条1項から導き出される良心の自由は、個人の思想・信仰をあらゆる権限から保護するもので、信教の自由の消極的側面である。そして、信仰していない宗教を表明する事や、儀式を挙行すること等の何らかの行為を、その良心に反して要求される事は無いということの意味する。

同様に、政教分離法第1条2項から導き出される礼拝の自由は、個人の信仰する宗教を外部的に実践する権利である。寺院に於いて公開で挙行される公的礼拝と、家庭に於いて挙行される私的礼拝に分類され、両方を保障してこそ真の自由に値する。

このように政教分離法第1条から出発して信教の自由の二重の意味を見出す捉え方が最も多い⁴⁸⁾。

ロベールは、まず信教の自由を意見の自由の特殊な局面と見る。そして、最も広い意味での意見の自由の同一化されるこの信教の自由を、個人的自由 (liberté individuelle) の側面、集団的自由 (liberté collective) の側面、実践 (pratique) に於ける側面の三つの側面から構成されるとする⁴⁹⁾。個人的自由の側面

46) A.J.D.A., 1990, p.40.

47) Adhémar Esmein, *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*, Sirey, 6^{ème} éd., 1914, pp.1175-1178.

48) Maurice Duverger, *Éléments de droit public*, P.U.F., 1977, p.176. Colliard, *op.cit.*, p.430. Burdeau, *op.cit.*, pp.315-316. Lebreton, *op.cit.*, p.385.

49) Jacques Robert, *La liberté religieuse*, *Revue internationale de droit comparé*, 1994, n.2, p.629.

として、自己の信ずる宗教を自由に選択する権利が導き出される。しかし信仰や信条を持つことに尽きることなく実践が必要であり、礼拝の自由な実践が保障されなければならない。これに加えて、集団的自由の側面から、教会を自由に組織する権利が保障されなければならない⁵⁰⁾。このように信教の自由に、公的自由の分類基準である個人的自由の側面と、集団的側面の両面があることが指摘される。

信教の自由の構成要素をさらに多くの自由に求めるのがデュギである。デュギは、エスマンやロベールと同様に、内面的に信仰する権利として良心の自由、外面的に信仰する権利として礼拝の自由が信教の自由の主な構成要素であることを指摘しつつ、さらには口頭あるいは筆記で信仰を表明するための意見の自由、個人が教会に参加するための集会の自由、教会を結成するための結社の自由等を挙げ、他の自由も信教の自由を構成する余地があること付加している⁵¹⁾。信教の自由をかなり広い範囲で捉えているのが特徴である。

この他、良心の自由を掲げる政教分離法第1条よりも1789年人権宣言第10条の規定を重視して、信教の自由の構成要素に意見の自由を挙げ、政治的意見や社会的意見、哲学的意見等と同様に、宗教的意見は意見の自由が保障する対象の一つであるとするもの⁵²⁾、また、宗教的自由の項に於いて、特に信教の自由の構成要素を示さずに、政教分離法の規定する政教分離制度についてのみ述べるもの⁵³⁾がある。

信教の自由、あるいは宗教的自由がどんな構成要素から成っているかについては、このように様々な説が乱立しているものの、二つの一致点があるように思われる。一つは、とにかく複数の公的自由が信教の自由の名の下に集積しており、そのうち良心の自由と礼拝の自由は不可欠であること。そしてもう一つは、そう

50) Jacques Robert, Jean Duffar, *Droits de l'homme et libertés fondamentales*, op.cit., p.588.

51) Léon Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, Paris, 2^{ème} éd., t.5, 1925, pp. 451-460.

52) Dominique Rousseau, *Droit du contentieux constitutionnel*, Montchrestien, 2^{ème} éd., 1992, pp.314-315.

53) Leclercq, op.cit., p.265-266. Wachsmann, op.cit., p.473.

した公的自由の束は、不可避免的に国家と教会の関係という微妙な問題—即ちライシテーに規定されるということである⁵⁴⁾。然らば、あらゆる信仰が享受する宗教的自由は、ライシテーの要請から、勢力の大小や歴史の新旧に関わらず平等に保障されなければならないはずである。実際には、そうなっているのだろうか。この点について次に俯瞰する事にしよう。

Ⅲ 宗教間の事実上の不平等

以上のようなライシテーの原則と信教の自由に関して、極めて現代的な問題が提起されている。それは宗教的平等に関する点である。宗教間での不平等が存在するのであれば、ライシテー並びに宗教的自由の積極的側面から、「国家は、均衡を回復させるために、まさに中立性の原則によって物質的援助を与え、あるいは特例措置を設けるよう導かれる」⁵⁵⁾ はずであるが、実際には解決困難な問題が存在する。本章に於いては、先ずはカトリック、プロテスタント、ユダヤ、イスラム間の問題を概観した(1)後に、セクトの法的地位が判例と学説においてどのように考えられているのか(2)を検討したい。

1 四大宗教とイスラム⁵⁶⁾

1° フランスは今日に於いてもカトリックが大多数を占める国である。しかし近年、ムスリム (musulman) の伸張が特徴的である。1993年の統計によると、フランス国籍保持者のうち、79%がカトリック、プロテスタントが1.7%、ユダヤ教は0.8%、イスラム教は0.8%、その他の宗教が1.6%、無宗教が16.1%、という数字が示されている⁵⁷⁾。しかし、この数字には国籍保持者という枠が付されており、実際にはイスラム教徒の数が過小評価されているものと思われる。他

54) Robert, *La liberté religieuse*, op.cit., p.629.

55) Laurent Richer, *Les droits de l'homme et du citoyen*, Economica, 1982, p. 264.

56) フランスに於ける伝統的宗教間の宗教的自由について論じたものとして、小泉洋一「フランスにおける宗教的少数者の宗教的自由」山下健次・中村義孝・北村和生編『フランスの人権保障：制度と理論』151～177頁（法律文化社、2001年）。本節は当該論文に多くを負っている。

57) 『事典現代のフランス』増補版149頁（大修館、1997年）。

の資料によると、フランスに定住する総人口のうち、5%がイスラム教徒（このうち2%が国籍保有者）、2%がプロテスタント、そして1%がユダヤ教、という数字が示される⁵⁸⁾。旧植民地であったマグレブ三国（チュニジア、アルジェリア、モロッコ）に限らず多くの国々から、ムスリムの移民がフランスに流入し、今やイスラム教が事実上「第二の宗教」(la seconde religion) になっているのである。

歴史的には、第一次大戦時に多くのマグレブ人 (maghrébins) が兵士としてフランスに協力したことから、公的資金によってパリにモスクが建設されるなどして、早くからイスラム教徒が存在していた。しかし、フランスへの同化が当然であったため、政教分離法等の立法はイスラム教を認識してこなかった。しかし、1970年代にマグレブ以外のイスラム文化圏からの移民が急増し、フランスのイスラム教徒が多様化し始めると共に内部での対立が激しくなる。特に無国籍のムスリムの増加が目立ち、全体で400万から500万のムスリムがフランスで生活しているといわれる⁵⁹⁾。現在、1901年の結社法に基づくイスラム団体は約600あり、その内、フランスに於いては伝統的なムスリムであるマグレブ人を中心とするパリ・モスク (mosquée de Paris) と、コーランの教えを原理的に遵守しようとするフランスイスラム組織連合 (Union des organisations islamiques de France) やフランスムスリム国民連盟 (Fédération nationale des musulmans de France) の三大組織が教義上の対立からフランスのイスラム社会を分裂させている⁶⁰⁾。公立学校に於いて宗教的標章を着用しようとする生徒が増えてきたのは、後二者のイスラム原理主義的性格の影響が強い。

2° ライシテは、国家に対して消極、積極両面から少なくとも次の二点を要求する。第一に国家は、あらゆる宗教を許容しつつも、いかなる宗教も公認してはならない。第二に、国家は各宗教間の宗教的自由を平等に保障しなければならない。

58) グザヴィエ・ドゥ・モンクロ (波木居純一訳) 『フランス宗教史』120頁 (白水社、1997年)。

59) 前掲『事典現代のフランス』(注57) 増補版152~153頁。

60) Brigitte Basdevant-Gaudemet, Le statut juridique de l'islam en France, R.D.P., 1996, n.112, p.355-361.

しかし、ライセンスの具体化とされる1905年の政教分離法は、旧公認宗教、即ちカトリック・プロテスタント・ユダヤのみを念頭に置いていたため、それら旧公認宗教と、制定後にフランスに登場し公に認識されるに至った宗教との事実上の不平等が目立ち始めている。以下、問題となっている点を項目別に挙げておく。

①礼拝施設

既述のように1920年代からパリにイスラムのモスクが存在していたが、1970年代から急増するムスリムに見合うだけの規模を持つ礼拝施設は常に不足している。これに付け込んで、カトリックの一部の聖職者が教会の一室をイスラム団体に貸し出し、不法に賃料を得ていたことが問題にもなった。礼拝施設の不足の原因は、第一に財政的基盤がなかったことが挙げられる。カトリック等旧公認宗教の礼拝施設は古くから存在し、その殆どが国家あるいは地方公共団体の所有にあり、管理・補修費は公費によって負担されるが、一方でイスラム教団体は低所得者層の多い信者の献金から建築・管理・補修費を捻出しなければならない。第二に、新たなモスク建設計画に対する周辺住民の反対運動と、これに乗じた市町村長の都市計画法典の悪用、即ち建築許可の取消という妨害が挙げられる⁶¹⁾。

第一の点に関しては、行政は、イスラム教団体の非宗教的活動—教育、文化、集会等—を目的とした建築物に対して補助金を出し、こうした建築物の中に礼拝施設を建設する事で、解決を探ろうとしている⁶²⁾。また、第二の点に関しては、「建築許可の取消は、行政裁判所が監督する法的根拠によってのみ正当化されるものである」とする内相の答弁に示されるように⁶³⁾、国家が市町村長に都市計画法典の悪用を避けるよう指導することによって解決がはかられている。

こうして礼拝施設に関しては、未だにその数は足りないものの、状況は改善されつつある。

②食物禁忌・祭儀的屠殺

イスラム教とユダヤ教は、キリスト教にはない食物に関する宗教戒律を持つ。一つは食物禁忌、即ち食堂のメニューの問題、もう一つは宗教的行事に於ける祭

61) Basdevant-Gaudemet, op.cit., p.367-368.

62) Ibid., p.369.

63) J.O., A.N., c.r., 18 décembre 1989, p.5583.

儀的屠殺である。

第一の点に関しては、規則によって公立学校、軍隊、病院、監獄のような公共施設に於いて、豚肉のような食物禁忌に関する宗教的戒律が尊重されている。

しかし第二の点に関しては、難しい問題がある。祭儀的屠殺とは、生きた動物の喉を切って血を流す宗教的儀式である。屠殺一般に関しては、公序並びに公衆衛生の観点から禁止されるが、1997年10月1日のデクレ⁶⁴⁾によって祭儀的屠殺が許可される場合が規定される。しかし、当該デクレ第13条1項は、「内相の提案に基づき農相により承認された宗教組織により資格授与された供犠者 (sacrificateur) のみによって祭儀的屠殺が」合法的に行われると規定している。即ち、その宗教を代表する宗教組織がなければ供犠者の資格は認められないのである。全国的な統一組織をもつユダヤ教⁶⁵⁾は問題なく祭儀的屠殺を行う事ができる。しかし、宗派間の対立の激しいイスラム教は、統一組織がない故に合法的に祭儀的屠殺を行う事が困難になっているのである⁶⁶⁾。イスラム教徒の祭儀的屠殺に関しては、フランスのイスラム社会を誰が代表するかという政治的な問題、屠殺に供される肉の価格とその利潤を巡る経済的な問題、イスラム教徒を指導する聖職者 (imam) の叙任に関する宗教的問題等複雑な要素が絡み合って俄かには解決し難い事項となっている⁶⁷⁾。

③祝祭日

キリスト教的な暦を採用するフランスでは、公教育の領域に於いて、非キリスト教の生徒が自分の属する宗教の祝祭日に学校を欠席する権利を持つかどうかの問題になる。これまで行政実務に於ける慣例として欠席を認めてきたし、政府は毎年通達によってイスラム教やユダヤ教の児童がその宗教的祝祭行事のために学校を欠席することを許可するように、各学校長に勧告している⁶⁸⁾。しかし、そ

64) Décret n.97-903 du 1 octobre 1997 relatif à la protection des animaux au moment de leur abattage, J.O., 1997, p.14422.

65) フランスユダヤ教中央長老会(Consistoire centrale des israélites de France)。

66) ジャクリヌ・コスタ＝ラスクー (林瑞枝訳)『宗教の共生』57～62頁 (法政大学出版会、1997年)。

67) Basdevant-Gaudemet, op.cit., p.378-379.

68) Sabine Monchambert, La liberté de l'enseignement, P.U.F., 1983, p.236-237.

れはあくまで行政慣例であり、欠席する事が権利として認められるかどうかは定かではない。

この点について正面から判断したのが、フランスユダヤ教中央長老会事件に関する1995年4月14日のコンセイユ・デタの判決⁶⁹⁾である。この事件は、1989年7月10日の教育指導法 (loi d'orientation sur l'éducation) 10条⁷⁰⁾の規定に基づいて出された1991年2月18日のデクレ第8条、即ち「1989年7月10日の法律に言う出席義務 (obligation d'assiduité) とは、生徒にとって学校の時間割が定める授業時間に従うことである」という規定が、ユダヤ教にとって重要な安息日である土曜日に生徒が欠席する可能性を定めていないとして、フランスユダヤ教中央長老会が当該デクレの取消を求めて提訴したものである。コンセイユ・デタは、授業出席義務を定める教育指導法を有効と判断し、「当該規定が……生徒の学習に固有の勤めを達成すること及び施設に於ける公序の尊重と両立可能な限りに於いて、」宗教的理由での個別的な欠席許可の可能性を認めつつも、基本的には欠席する権利を否定した。

④宗教的標章 (signe religieux)

近年ライシテに関して最も論議を呼んだのはイスラム・スカーフ事件である。公立学校に於いて、イスラム教の戒律として女性が装着しなければならないスカーフを、生徒が被ることがライシテの観点から許されるかどうか問題になった。従来、キリスト教の生徒が十字架を身につけることや、ユダヤ教の生徒がキップと呼ばれる帽子を被ることは黙認されてきた⁷¹⁾。しかし今回は、スカーフがそのような宗教的標章よりも目立ったことや、人種差別ではないか、あるいはこれに反対する形で女性差別のシンボルを公教育に持ち込むべきでない、といった主張が巻き起こり⁷²⁾、大きな社会的事件となった。

これに対して、時の国民教育相リオネル・ジョスパン (Lionel Jospin) はコ

69) C.E., 14 avril 1995, Consistoire centrale des israélites de France, Recueil Dalloz Sirey, 1995, jurisprudence, p.481.

70) 「生徒の義務は、その学習に固有な務めの達成にある。その義務は、規則的な出席及び学校の運営と集団生活の規則との尊重を含む。」

71) 前掲小泉「フランスに於ける宗教的少数者の宗教的自由」(注56) 172頁。

72) 樋口陽一『憲法と国家』81頁 (岩波新書、1999年)。

ンセイユ・デタに対し次の点に付き諮問した。

1、憲法及び共和国の諸法律によって定められた原理に鑑み、公立学校の組織と機能に関する諸規則全体の観点から、ある宗教的共同体への帰属を示す標章の着用は、ライシテの原則と両立し得るか否か。

2、肯定の場合に、文部大臣の通達、小学校・中学校・高校の内部規則の規定、校長及び施設の長の決定は、いかなる条件の下でこれを認めることができるか。

3、このような標章の着用には違反し、または着用のために定められた条件に違反した事によって、新しい生徒の当該施設への受入れ拒否、適正に登録した生徒の受入れ拒否、教育の施設または公役務からの最終的排除は正当とされるか。そして、どのような手続きと保障が適用されなければならないか。

これに対するコンセイユ・デタの意見⁷³⁾は、ライシテの原則並びに良心の自由の憲法規範性を認めた後、第一の点即ち宗教的標章とライシテとの適合性に関して、次のように述べる。

「このように生徒に認められる自由は、学校施設の内部で、多元主義と他人の自由とを尊重しつつ、教育活動・教育課程の内容・授業出席の義務を侵害しない限りで、その宗教的信仰を表明し表現する権利を含むものである。

この権利の行使は、教育公役務に立法者によって委ねられた任務の遂行にそれが障害を為す限度に於いて制限され得る。……

上述の事から帰結するのは、次のことである。学校施設の内部で、ある宗教への帰属を示そうとするために標章を生徒が着用する事は、宗教的信仰に関する表明並びに表現の自由の行使を為す限度に於いて、そのこと自体でライシテの原則と両立し得ないものではない。しかし、この自由は、標章の性質によって、個人的あるいは集団的にそれが着用される場合の条件によって、そのこれ見よがしのあるいは攻撃的な (*ostentatoire ou revendicatif*) 性格によって、圧力、扇動、教宣活動、宣伝の行為となり、生徒または、教育共同体の他の構成員の尊厳と自由を侵害し、彼らの健康と安全を危うくし、教育活動と教師の教育的役割の進展を妨害し、かくして公役務の施設とその正常な機能の秩序を乱すことになるよう

73) Voir, R.F.D.A., 6 (1), janv.-févr., 1990, pp.6-9, A.J.D.A., 1990, pp.39-42.

な宗教的帰属を示す標章をこれ見よがしに身につけることを生徒に許すものではない。……」

コンセイユ・デタは、このようにして公教育に於ける宗教的標章の着用の限界を判断した。第二の点については、如上のような宗教的標章の着用に関する限界に関して各学校がその内部規則によって規定されるとし、また、第三の点については、如上のような限界と各学校の内部規則に違反した生徒は、各学校長が退学を含む処分を判断できるとした。

これを受けてジョスパン国民教育相は、1989年12月12日付の通達⁷⁴⁾を出した。この、通称ジョスパン通達は、宗教的標章について問題になった場合、「児童及び両親との対話が直ちに成され、生徒の利益並びに学校の円滑な機能のために、それらの標章の着用を諦めるようにすべきであり、……合理的な期間をすぎても争いが続く場合は、コンセイユ・デタによって確認された原則を尊重し、学校のライシテが……完全に適用されるように措置を講ずること」が校長の責務であるとした。

このような事実上の宗教的不平等はライシテの原則の再考を促すものである。特にイスラム・スカーフ事件の後、久方ぶりにライシテが活発な議論の俎上に載せられることになった。コンセイユ・デタの判断に関しては、概ね学説は肯定的であると見受けられる⁷⁵⁾。代表的な分析としてリヴェロの評釈がある。

リヴェロは、イスラム・スカーフ事件後、いち早く法的な分析を発表した公法学者の一人である。その評釈⁷⁶⁾に於いて、ライシテをあらゆる思想と意見に対して中立的であることとしつつ、コンセイユ・デタの意見を次のように分析する。

即ち、伝統的なライシテの法的概念と近時の法から、コンセイユ・デタは、教育施設内に於いてその宗教的信仰を表明し表現する権利、という新たな帰結を引

74) Circulaire du 12 décembre 1989 du ministre d'État, ministre de l'éducation nationale, de la jeunesse et des sports, J.O., 15 décembre 1989, p. 15577.

75) 以下のリヴェロやルクレルクその他、Robert, *Droits de l'homme et libertés fondamentales*, op.cit., pp.627-628, Lebreton op.cit., pp.408-410.

76) Jean Rivero, *L'avis de l'Assemblée générale du Conseil d'État en date du 27 novembre 1989*, R.F.D.A., 6(1), janv.-févr. 1990, pp.1-6.

き出した⁷⁷⁾。その原則とは、「学校施設の内部で、ある宗教への帰属を示そうとするために標章を生徒が着用する事は、宗教的信仰に関する表明並びに表現の自由の行使を為す限度に於いて、そのこと自体でライシテの原則と両立し得ないものではない」という部分であり、これ以外に答えはありようがない⁷⁸⁾。そして、自由を明確にするということ、それは必然的に限界を定義する事になるが、限界に関してはコンセイユ・デタの意見は明確でないとする。生徒の自由な宗教的標章着用の限界は、リヴェロによると、次の四つの点によって判断される。即ち、1) 標章そのもの、2) 着用される際の状況、3) 着用に伴う行動、4) 他者が引き起こす反応という指標である。しかし、結局のところ四つそれぞれが極めて曖昧であるとする。明確な原則は、教育のライシテの自由な伝統を確認し豊かにするものであるが、その限界については不明確であり生徒の自由を認めるに留まる、と結論付ける。

最後にリヴェロは、当該事件が移民の統合化という問題とあわせて扱われた事に触れ、スカーフを着用する事が、文化的相違と国家共同体の基本的価値に関する指導を同時に尊重する統合化のプロセスを拒絶するものではなく、ライシテと統合に関する懸念は結びつかない、とする。ただ、ライクな学校は、いかに開放的であろうとも、原理主義を統合し得ない。しかしながら一方で、スカーフの着用を統合的教育共同体の外に放逐する事は、原理主義に有利な論拠を与える事になる。そうしたディレンマ⁷⁹⁾を指摘しつつ、教育の領域の外に於いても、ライクな寛容 (*tolérance laïque*) が他の宗教と同じくイスラム教を認識することによって、明日の社会の均質性につながる⁸⁰⁾として、論説を閉じる。

ルクレルクは、「個人の成年修習の場所として、ライシテの原則の適用を受ける中心的場所として、学校は児童を市民にしなければならない。しかし、この原則は最早ライクな不寛容 (*intolérance «laïque»*) を導くものではない⁸¹⁾」と

77) *Ibid.*, p.3.

78) *Ibid.*, p.4.

79) 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』124頁(東京大学出版会、1994年)。

80) Rivero, L'avis de l'assemblée générale du Conseil d'État en date du 27 novembre 1989, *op.cit.*, p.7.

81) Leclercq, *op.cit.*, p.269.

して、コンセイユ・デタの判断を歓迎しつつ、ライシテの変容を指摘する。

コンセイユ・デタの判断に強い危機感を示す学説もある。「中立性の名に於いて、原則として公立学校に於けるあらゆる宗教的標章の着用を禁止することが妥当であるのに、コンセイユ・デタはその反対のことを明確にした。」このことは、「ライシテの原則を確定し緩和するに至った限界の数と性質が、その実体の多くを空洞化するものである」とするのは、イニシャルJ.-C.P. という署名入りの評釈⁸²⁾である。「公教育の中立性と我が教育公役務の統一性は深刻な危機に瀕しつつある」としながらも、最後には「フランスは最早文化的にも宗教的にも均質な社会ではない」と認めつつ、「だからといって、寛容や差異への権利 (droit à la différence) を余儀なくされる、アメリカのような多文化社会になるべきではない」とする⁸³⁾。

一方、ヴァクスマンはコンセイユ・デタの示した自由への条件付けに懸念を示す⁸⁴⁾。コンセイユ・デタの示した限界を「広範囲且つ危険なまでに概括的」と評し、イスラムのスカーフを着用する事それ自身が「これ見よがし」(ostentatoire) とされる虞があると指摘している。また、エマン＝ドアも同様に限界が大きすぎる事を心配する⁸⁵⁾。

事実、保守系の議員の圧力で時の国民教育相フランソワ・バイルー (François Bayrou) が出した1994年8月20日の通達は、「宗教的信仰への個人的傾倒を表明する慎み深い標章の生徒による着用は許される。しかし、教宣活動、若しくは差別の要素を構成するこれ見よがしの標章は禁止する」、として実質的に宗教的標章の着用を禁止するものであった。結局、この通称バイルー通達は、1995年7月10日のコンセイユ・デタの判決⁸⁶⁾で、いかなる規範的性格も帯びないとされて、コンセイユ・デタはその判例の立場を元に戻した。ヴァクスマン、エマン＝ドア兩人ともこの判決に安堵する。

82) J.-C.P., Le principe de laïcité et les signes d'appartenance à une communauté religieuse, A.J.D.P., 1990, pp.39-45.

83) Ibid., p.45.

84) Wachsmann, op.cit., pp.487-491.

85) Heymann-Doat, op.cit., p.210.

86) C.E., 10 juillet 1995, Association Un Sysyphe, A.J.D.A., 1995, pp.644-647.

元憲法院事務総長のシュラメクは、ライシテは、歴史的・語源的に教権主義と共和主義国家の板ばさみの中で生み出されたもの⁸⁷⁾としながら、その意味は必ずしも明確ではなく、憲法院は他の大半の自由や人権について判断を下しているのに対し、ライシテについては未踏の領域であるとする。ライシテの概念とは、人間の権利と自由の調和的な行使という総和的な概念であり、フランスの歴史の特殊性が結晶化したものとして、国家の中立性と良心の自由を維持するという観点から、公権力が精神的な領域に介入する可能性を含む積極的な義務を含意するものであるとする⁸⁸⁾。

しかし、今日に於いては新たな憲法的価値の要請にも応じなければならない。即ち1982年7月27日の憲法院判決⁸⁹⁾に於いて、「憲法的価値の対象」として認められ、続いて1986年8月18日の憲法院判決⁹⁰⁾に於いて、「民主主義の諸条件の一つ」として、登場した多元主義という概念である。

そこでシュラメクは、ライシテの要請する国家の中立性は多元主義によって置き換えられる傾向があるとする説を誤謬であるとしつつ、ライシテとは、同時に義務としての中立性と目的としての多元主義として分析され得るのではないかと結論付ける⁹¹⁾。

ライシテは、共和国に於けるあらゆる特徴に関する差別に対抗する牙城であり、イスラム・スカーフ事件に関するコンセイユ・デタの判決は、民族差別の要素がある可能性がある。また、善き生に関する概念 (conception de la vie bonne) を押し付けられないことを国家に要求する。そうすれば、信仰の多様性を全く平等に取り扱いながら、フランスへの統合を現実のものとするであろう⁹²⁾、として論を閉じる。

このように、フランスは、少しずつではあるが、信教の自由に課せられたライ

87) Olivier Schrameck, *Laïcité, neutralité et pluralisme*, dans *Liberté mélanges Jacques Robert*, Montchrestien, 1998, p.197.

88) *Ibid.*, pp.198-199.

89) C.C., *Décision n.82-141 DC du 27 juillet 1982*, Rec., p.48.

90) C.C., *Décision n.86-217 DC du 18 septembre 1986*, Rec., p.141.

91) Schrameck, *op.cit.*, p.200.

92) *Ibid.*, pp.204-205.

シテの制限を緩めることで、伝統的フランス社会にとっての異質的要素の存在を法的に認知しうる方向に進もうとしている。

ライシテは、現代の宗教の多様化と共に、その歴史性、即ち宗教的中立性による国家の単一性の担保と言う役割を克服しつつ、多元主義的な要素を取り込むことが要請されている。行政実務に於いては、現実の様々な困難は存在するけれども、宗教間の不平等を認識しこれを解消しようとしている。それは政教分離法が想定していなかった宗教であるイスラム教に対して示された。また、判例に於いては、公教育に於いて宗教的信仰を外部に表明する権利として具体化した。これは確かに大きな変容である。

しかし、リヴェロが異文化を「国家共同体の基本的価値」に統合する契機を先ずは重要視している事や、シュラメクもまた最終的には統合が現実されることを目標に置き、「差異への権利」の導入を明確に否定している事から⁹³⁾、ライシテが個々の自由や権利の背後に隠れるというまで後退するまでには至っていない。あくまで、信教の自由はライシテの下にあるのである。何かが変容しつつあるのは確かであるが、ライシテの位置がはっきりと定まるのはまだ先ではないかと思われる。ロベールは次のように疑問符を付す。

「新たなライシテへ？」(Vers une nouvelle laïcité?)⁹⁴⁾

2 セクト

伝統的宗教間の不平等を前節で見た。では、セクトの宗教的自由はどのように扱われているのだろうか。本節ではセクトの宗教状況と用語の意味を確認した上で、判例と学説においてどのように検討されているかを見る事にする。

1° フランスに於いてセクトと呼ばれる新興の宗教団体は、60年代から発生し始め、徐々にその勢力を拡大してきた。

現在、セクトの勢力がどのくらいになるのかについて、公の文書⁹⁵⁾が示す数

93) Ibid., p.200.

94) Robert, Droits de l'homme et libertés fondamentales, op.cit., p.603.

95) Circulaire du 29 février 1996 relative à la lutte contre les atteintes aux personnes et aux biens comises dans le cadre des mouvements à caractère sectaire, J.O., 5 mars 1996, p.3409.

字は、信者が160000人、そのシンパが100000人というものである。1982年と比較して、信者が60%、シンパが100%の増加を示しているという。

では具体的にはどのような団体がセクトとされているのだろうか。

1995年の国民議会調査委員会の報告書⁹⁶⁾には、フランスに於いて活動するセクトとして172の団体名が挙げられているが、そのうち有名なものをいくつかあげると、まず、高額な研修費やお布施を要求する事でその経済的な体質が問題になったサイエントロジー教会 (Église de Scientologie)、あるいは統一教会 (Moon ou association du Saint-Esprit pour l'Unification mondiale)。同様のものとして、エロヒム星からの使者であると称する教祖を戴き、住居以外の私有財産を寄進させたラエリアン運動 (Mouvement Raelien)。原理的に聖書を信奉し1999年の終末論を喧伝したエホヴァの証人 (Témoins de Jéhovah)。手かざしで病を治すとして日本人の留学生を中心に大きく成長した崇教真光 (Mahikari-Sûkyo, Mahikari)。あるいは組織的にフランスに進出した創価学会 (Sôka-Gakkai international)。考古学や南米古代文化のセミナーで人を集め、極右的儀式への参加を強制する新アクロポリス (Nouvelle acropole)。そして、フランス人を最も震え上がらせたのは、1995年の集団自殺事件で16人を焼死せしめた太陽寺院 (l'Ordre de Temple solaire) である。この事件は1997年にかけてスイスやカナダでも連鎖的に集団自殺を誘発し、約70人が命を落とした。後述する反セクト法審議中にも、著名人の逮捕起訴事件⁹⁷⁾、子供を狙うセクト⁹⁸⁾、カトリック教会内のセクト⁹⁹⁾、国際的セクトの教祖来仏¹⁰⁰⁾等々が報道され、マスコミを賑わしている。

こうした教団の活動は、青少年を中心とした信者とその家族との対立を生み出し、また、後を絶たない信者の自殺事件は少なからず社会不安を呼び起こしてい

96) «Les sectes en France», Le rapport de la commission d'enquête sur les sectes, n.2468, 22 décembre 1995.

97) AFP, 7 mars 2001 par Jacques Guillon.

98) Le Figaro, 8 janvier 2001 par Arnaud Grellier.

99) Le Monde, 21 février 2001 par Xavier Ternisien.

100) AFP, 22 mai 2001.

る¹⁰¹⁾。

2° しかし、セクトという用語の意味は必ずしも確定しているとはいえない。

客観的には、「後を追う」(suivre)を意味するラテン語“sequi”と、「断ち切る」(couper)を意味する“secare”を語源としていて、「一般的に既存の制度への対抗として、教義の創設者の後を追う人の集団」としてみなす事ができる。古くは、メソポタミアやエジプトの宗教に対するユダヤ教が、ユダヤ教に対するキリスト教がそのような事例に当てはまる¹⁰²⁾。

主観的には、しばしば「セクト=危険」という認識が付きまとう。1995年の国民議会調査委員会の報告書、いわゆるギュイヤール報告書¹⁰³⁾が、セクト的団体が危険であると言う認識を示しつつ、帰納的方法によって、以下のようにセクトを識別するための10の基準を設定している。

精神的不安定化

法外な金銭要求

元の生活からの意図的な引き離し

身体の完全性への加害

児童の加入強要

何らかの反社会的な言質

公序への侵害

多大な司法的闘争

通常の経済流通経路からの逸脱

公権力への浸透の企て

政府は、学校に於いて児童にセクトに注意するよう教育することや、通達¹⁰⁴⁾

101) こうしたフランスのセクト状況を紹介する邦語文献として、池田洋一郎「宗教と人権1～14」朝日新聞夕刊1999年2月9日～6月1日(隔週連載)。反セクト的な立場を鮮明にするものとして、竹下節子『カルトか宗教か』(文春新書、1999年)。

102) Philippe Gast, Les sectes et la démocratie, L.P.A., 19 octobre 1994, p.14.

103) «Les sectes en France», Le rapport de la commission d'enquête sur les sectes, n.2468, 22 décembre 1995.

104) Circulaire du 29 février 1996 relative à lutte contre les atteintes aux personnes et aux biens comises dans le cadre des mouvements à caractère sectaire, J.O., 5 mars 1996, p.3409.

で各部署がセクトに対して監視を強め、特に刑法犯罪について立件を厭わぬように指導している。また、1996年11月13日付で各省間セクト対策対策室 (Observatoire interministérielle sur les sectes) を設置し¹⁰⁵⁾、さらに1998年にこれを各省間セクト対策本部 (Mission interministérielle de lutte contre les sectes, MILS.) と改組してセクトに対する監視を強めてきた。では、セクトはライセンスの下で、どのような法的地位を得ているのだろうか？

3° フランスに於いて法的な舞台にセクトが本格的に登場したのは1967年の離婚請求事件控訴審判決についての評釈¹⁰⁶⁾に於いてである。当該事件はセクトとされるエホヴァの証人に入信した妻が、カトリックである夫との同居を拒み、また、子供の養育を等閑にしていたことから夫が離婚請求を提起したものである。

第一審¹⁰⁷⁾のアヴィニョン大審裁判所は、結論としては子供の利益に鑑みて夫婦関係を維持すべし、との判決を下したのだが、判決文中次のようなくだりがあった。

「妻は、良心の自由を享受しているとしても、C (夫) には妻がエホヴァの証人というセクトに入信したことを咎めるだけの理由がある。もし、婚姻の際に、既に婚姻をしようとしていた人の前で公然とその信者であったとするならば、C 夫人の主張には理由があっただろう。しかし、ローマ教会の儀式においてCと結ばれる事によって交わした秘蹟の契約から見て、そのような事情は存在しない。というのも、カトリック教会は彼女にカトリックの夫婦として行動し、その子供をその信仰の中で教育することを義務付けているからである。

C夫人の宗教的逸脱 (la déviation religieuse) は、特に子供が夫婦の結ばれているカトリック信仰の外へ導かれているような事がはっきりしているならば、重大な苦痛を与えるものとして、制止され得るであろう。」

又、第二審¹⁰⁸⁾のニーム控訴院は、夫の控訴を受けてその離婚請求を認めつつその判決文中次のように述べていた。

105) Décret du 9 mai 1996, J.O., 11 mai 1996.

106) Jean Carbonnier, Note sous Nimes, 10 juin 1967, Recueil Dalloz Sirey, 1969, p.368-370.

107) T.G.I., d'Avignon, 20 décembre 1966, S., 1969, p.367.

108) C.A., Nimes, 10 juin 1967, Recueil Dalloz Sirey, 1969, p.367.

「C夫人の宗教的セクト、即ちエホヴァの証人への入信は、根本的問題に関する夫婦間の対立を生み出した。……このことは、婚姻が帰結する義務に対する重大且つ再三の違反である。」

この判決に対する評釈の中で、私法学者カルボニエは、ライシテの下で婚姻当事者間の信仰の同一性が求められるのは不当であると言う点を指摘しつつ、上記の部分を引きながら、次のように批判する。

「二つの判決の規定には、セクトに関する法理論の如きものが垣間見える。即ち、セクトは宗教と同一視されず、同一の法制度を享受する事はできないと言うものである。」

「信仰に関する我が公法は、教会と国家の分離に関する1905年12月9日の法律に於いて、その教義の重要性、古さ、内容に関して区別をしていない。」

カルボニエは、判例が示すセクトに対する冷淡さに宗教的不平等の匂いを感じ取ったのであった。そしてこの時点において、法学上、セクトが不平等に扱われる事が許されるのか、という問題が提示されたのであった。

4°では、セクトは信教の自由を享受する宗教と認められるのだろうか。

セクトは宗教か否か？という問題が最も顕著になるのは、政教分離法第19条1項の規定である。当該規定は1905年に於ける政教分離の際に、宗教活動を行うための新たな社団として創設された宗教社団 (association cultuelle) についての規定で、次のように定められている。

「この団体は、専ら宗教的活動のみを目的とし、以下に定める以上の人員で構成されなければならない。」

宗教社団たる資格を得た社団は、1901年の定める届出非営利社団 (association déclarée) に認められる会費の徴収や収益活動だけでなく、①礼拝の費用のための寄付及び献金、②宗教的儀式、座席の賃貸、宗教的建築物内での葬儀用品の提供並びに装飾用品の使用にかかる報酬の受け取り、③宗教的活動のための遺贈並びに生前贈与の受け取りが認められる (以上政教分離法第19条4項)。また、行政実務に於いては、地方公共団体所有の建築物を礼拝堂として借り受ける際は、年間1フランという名目的な賃料で借り受ける事ができるし、又、所有している宗教的建築物に関しては税制上の優遇措置が取られている。そして、宗教社団た

るためには、届出非営利社団と同じく、ただ社団の所在地の県庁に届出をするだけでよい¹⁰⁹⁾。

しかし、県知事の許可を必要とする高額の遺贈や生前贈与の際に、その団体が如上の規定から宗教であるか否かが問題になり、それが許可されない事で宗教社団たるを得ないケースが目立つ。判例はセクトに対してこの資格を一切認めていない。よってセクト的団体はその大小を問わず、届出非営利社団として活動しており、政教分離法が定め、宗教的自由と結社の自由に関わる宗教社団の地位は認められていない。

フランスに於いて法的な宗教の概念については、ライシテの原則から導き出される国家の宗教的中立性の原則からして、その内容を確定する事は避けられてきた。宗教の定義を設定するというのが、なんらかの価値評価を含んでしまうのではないかという懸念からである。現在までこの立場は判例において貫き通されている。既に1912年の判例に於いて、「あらゆる宗教的、科学的、哲学的信仰は、それが真摯で誠実である限りに於いて尊重され得る。そして、個人のいかなる意見や信仰であれ、それを嘲笑し、批判し、あるいは非難する権限は、民事裁判官に属しない」¹¹⁰⁾として催眠術や交霊術についての判断を避けていた。

しかし、宗教の法的な定義を行わないということと、国家の宗教的中立性を維持することは、はたして論理的に連関していることなのだろうか？ライシテが要求しているのは、国家が宗教を何らかの形で公認あるいは差別することを禁止することであって、必ずしも宗教を法的に定義するという試みを排除するわけではないのではないか。宗教の定義をおかないということが恣意的な運用を許してしまい、かえって国家の宗教的中立性を損ねてはいないか。セクトの宗教社団適格に関する判例を見ると、このような疑問は更に強くなる。

5° 例えば、1983年1月21日のコンセイユ・デタ判決¹¹¹⁾は、新世界奉仕者友愛会 (Association «Fraternité des serviteurs du monde nouveau») という

109) このようなフランスの社団制度については、前掲小泉『政教分離と宗教的自由』(注2) 317~367頁が詳しい。

110) Paris, 4 décembre 1912, Époux Laurent c. Grière, Dalloz, 1914, p.213.

111) C.E., 21 janvier 1983, Association Fraternité des serviteurs du monde nouveau, Rec.C.E., p.18.

セクト的団体に遺贈能力が認められるか否かについて次のように述べた。

「政教分離法第19条によると、宗教団体は『専ら宗教的活動のみを目的とするものでなければならない』。新世界奉仕者友愛会が宗教的活動をも目的としている事は確かに認められるものであるが、その一件記録によれば、その設立以来、当該団体は教義上の出版物の刊行と流布に従事している事が判明している。それ故に当該団体は、宗教団体の形式を採ってはいるものの、専らその目的を有するものとはいえない。故に当該社団に関して、遺贈の受領を許可しなかった県知事の決定を是認したデクレを誤りと主張することには理由が無い。」

往々にしてセクト的団体は、その教義の普及のために特に出版に力を注いでいる事が多いのだが、それを逆手にとって「専ら宗教的活動のみを目的」とするものではない、として宗教社団としての資格を認めなかったのである。四大宗教の宗教社団が出版を行っていてもこのようなことはありえないだろう。

又、1985年2月1日のコンセイユ・デタ判決¹¹²⁾は、エホヴァの証人に関わる事案である。その判決の中で次のように述べられる。

「訴訟記録によると、エホヴァの証人によって、当該デクレ [エホヴァの証人への遺贈を不許可とした県知事の決定を支持するデクレ] による適用の際、定款の規定に基づいて行われている活動は、その活動の目的又は性質の故に、全体において当該社団に政教分離法に於ける宗教社団の性格を与えるものではない。」

エホヴァの証人の活動に付き、どのような要素が宗教社団としての性格を与えるものではないのか、判決文中では明らかではない。その代わり、本件訴訟の政府委員フランシス・ドゥロン (Francis Delon) の論告¹¹³⁾が、エホヴァの証人が教義上子供の輸血を拒否していることを指摘し、これが子供の生命・健康・安全を護るという「我が社会の公序」概念に反している事から、宗教社団たるを得ないという主張をしている。

さらに、1990年10月29日のコンセイユ・デタ判決¹¹⁴⁾は、アルメニア正教会

112) C.E., 1^{er} février 1985, Association «Les Témoins de Jéhovah de France», R.D.P., 1985, p.508.

113) Conclusion de Francis Delon, R.D.P., 1985, pp.483-496.

114) C.E., 29 octobre 1990, Recueil Dalloz Sirey, 1990, 2, i.r., p.295.

(Église apostolique arménienne) をも宗教社団とは認めなかった。その理由について以下のように簡潔に述べる。

「アルメニア正教会は、特にアルメニア人共同体の精神的、教育的、社会的、宗教的生活を奨励する目的をもつ故に専ら宗教的活動を目的とする宗教社団とは認められない。」

6° このように見てくると、その論理は曖昧なために俄かには断じ難いものの、コンセイユ・デタは、セクトとされる宗教団体については、その定款に於いて、或いはその活動記録に於いて、極めて純粋に宗教的活動のみが記されていない場合は即座にその宗教社団たる適格を認めない傾向があるようである。このようなコンセイユ・デタの立場には批判が多い。

エパイは次のように非難する。

「このような決定は1905年法によって設定される原則に違背する宗教公認制の可能性をも与えるものである。つまり、この結果、遺贈の受け取り、贈与者の宗教に当てる費用を税金から控除する権利、国家に帰属し宗教的实践が行われる建物の不動産税の免除、さらには司祭への社会的保障の特別制度への加入といった特権を享受できないセクトに損害を与えることになったのである。」¹¹⁵⁾

先のエホヴァの証人に関する判決の評釈者ロベールは、後述のカルボニエの定義を踏襲しつつ、次のように述べる。

「何と危険な事だろうか！コンセイユ・デタは本当に様々な宗教の儀式や、実践、さらには教義、そして信仰を詳しく審査を行い、然る後に『神学的には』宗教的な社団が『法的には』宗教社団であるかどうかを決定すると言うのか？」¹¹⁶⁾

7° ところが宗教の定義に関して、突如として裁判所の沈黙が破られた。虚偽の求人広告を出し、募集に応じてきた人に教団の出版物を購入させ、又、入信を勧誘したとして、詐欺罪並びに詐術罪に問われたサイエントロジー教会に関する判決である。1997年7月28日のリヨン控訴院判決¹¹⁷⁾は、1789年人権宣言第10条

115) David Epailly, *Les sectes et le droit familial*, Harmattan, 2000, p.24.

116) Jacques Robert, Note sous C.E., 1^{er} février 1985, R.D.P., 1985, p505.

117) C.A., Lyon, 4^e ch., 28 juillet 1997, D., i.r., 1998, pp.197-198.

並びに1958年憲法第2条〔現第1条〕で表明される信仰の自由、1905年の政教分離法が規定する良心の自由並びに礼拝の自由、ヨーロッパ人権保護条約第9条の規定に鑑みて、「信仰の自由は絶対であるので、サイエントロジー教会が宗教であるのか、あるいはセクトであるのかどうかについて自問するのは無意味である」として、さらに次のように判示した。

「宗教とは、次の二つの要素、即ち客観的要素たる共同体の存在、そして主観的要素たる共通の信仰の合致によって定義されることが出来る以上、サイエントロジー教会は宗教たる資格を援用し、現行法の枠組の中であらゆる自由を享受する事ができる」。

この控訴院判決は、「波乱」(remous)¹¹⁸⁾であった。共同体と信仰という二つの基準は恐らくは後述するカルボニエの定義に倣ったものではないと思われる。

これに対して破毀院は1999年6月30日の判決¹¹⁹⁾で、破毀こそしなかったものの、以下のように、「リヨンの司法官が授けた自由の前にその苛立ちを示す」¹²⁰⁾。

「矛盾した弁論が為された訴訟の事実と情状に関しての、本案裁判官による完璧な判定に由来する不足も矛盾も無いこれらの判決文に於いて、サイエントロジー教会に与えられた宗教の資格に関するものでこの場合あらゆる法的拘束力を欠き、無効であるのに過剰である (inopérant mais surabondant) 判決理由を別にすれば、申し立てられた控訴理由を採用しない控訴院の判決は正当であった。」

わかりにくい文面であるが、「サイエントロジー教会に与えられた宗教の資格に関するもので……無効であるのに過剰である判決理由」という部分が、控訴院判決のうち、宗教の定義を為した部分を指す。破毀院の判決の趣旨は、宗教の定義を為した部分を除いて控訴院の判決を認めるということである。

この判決に関して、評釈者のジアルは次の様に分析する。

118) Marie-Reine Renard, Qu'est-ce qu'une religion? note sous C.A., Lyon, 4^e ch., 28 juillet 1997, J.C.P., n.8-9, 18 février 1998, p.337.

119) Cass.crim., 30 juin 1999, D., n.31, 2000, jurisprudence, p.655.

120) Bénédicte Giard, Note sous Cass.crim., 30 juin 1999, D., n.31, 2000, jurisprudence, p.656.

『無効である』という文言の選択は、サイエントロジー教会を宗教と呼称する控訴院裁判官の試みが、いかなる価値も持たず、いかなる法的効果ももたらすものではないことを率直に確認できるものである。換言すれば、無駄という事である。……この場合、訴訟の結論には、サイエントロジー教会が宗教と呼称されるべきかどうかは関係ないのである。』

「破毀院は、その譴責権を確認しつつ、一定の運動を宗教と呼称しようという裁判機関の司法官のあらゆる意図を牽制し、政教分離という根本原理の遵守を彼らに求めるものである。破毀院は、このように、政教分離原則を尊重しなければならない共和的且つライックな国家に於ける裁判官の役割の限界を再確認したのである。」¹²¹⁾

控訴院判決自体は既判事項となったが、ライシテの原則に鑑みて、宗教の定義を行った部分だけは、その法的効果を否定されたのであった。宗教の定義を行わないという判例に於ける伝統的一貫性は、ここに維持された。

既に控訴院判決の評釈の中でも、次のように述べられていた。

「控訴院は、明らかに宗教という語の社会学的概念に訴えたのであるが、『共和国はいかなる礼拝も認めない』という1905年法の文言により、結局現行法の状況下に於いては、法的承認を構成するものではない。」¹²²⁾

この結果、「宗教社団制度の恩恵を享受することを可能にする公的な承認を得るために、フランスに於いて法的に宗教であると識別されるようになりたいとする、一定の運動が辿ってきた足跡は、それ故に袋小路 (sans issue) にある。」¹²³⁾

8° このように判例に於いては宗教の定義を行わないことによって、セクトが政教分離法の定める宗教社団の資格を有する事—それは結社の自由と宗教的自由の合流点 (confluent de la liberté d'association et de la liberté religieuse)¹²⁴⁾ である—を一貫して認めていない。しかし、1946年10月27日の

121) Ibid.

122) Renard, op.cit., p.340.

123) Giard, op.cit., p.657.

124) Robert, Note sous C.E., 1^{er} février 1985, op.cit., p.503.

憲法前文第13項と1958年の憲法第1条、そして政教分離法によって明らかにされるライシテの原則と宗教的自由の見地から、「フランスに於いては、いかなる宗教にも援助を行って優遇する事はできず、全ての宗教並びにその各々の宗教の礼拝の、自由な実践を認めなければならない」¹²⁵⁾。よって、宗教間のいかなる差別も許されないはずである。学説は、判例に示される宗教間の不平等を意識しつつ宗教の定義を提示し、セクトの宗教的自由を一端は認めようと試みる。

古くは、例外的に、デュギが宗教の定義を試みている。デュギは信教の自由が単なる意見の自由ではなく、他のものであるということを論証するために宗教の定義を示している¹²⁶⁾。

デュギによれば、信教の自由は、宗教的信仰という固有の性格を持つ¹²⁷⁾。社会的現象と宗教的感情を区別するためには、宗教の語を定義しなければならない。宗教とは同時に社会的な観点と個人的な観点を併せ持つものである。よって、宗教の第一の要素として、可視的事象の背後に存在し、人間の住む世界に作用する不可視的力を信仰することが挙げられる¹²⁸⁾。そして、信仰のみではそれは宗教ではなく哲学的教義であるとして、儀式若しくは礼拝を第二の要素に挙げる¹²⁹⁾。結局、「あらゆる宗教とは、超自然的力への信仰、そしてこの力と交信するための儀式の実践である」¹³⁰⁾。

このようにデュギによる宗教の定義は、信仰と礼拝という二つの要素によって立てられるものである。

この他、カルボニエも、上述の判例評釈の中で次のように定義を行っている。

「法は、主観的要素たる信仰に、いかに小さなものであっても、共同体という客観的要素が結びついていることを確認する限りは、宗教の存在を認めなければ

125) Jacques Robert, Jean Duffar, *Droits de l'homme et libertés fondamentale*, op.cit., p.590.

126) Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, op.cit., p.453.

127) *Ibid.*, p.453.

128) *Ibid.*, p.455.

129) *Ibid.*, p.456.

130) *Ibid.*, p.457.

ならない」¹³¹⁾。

カルボニエの定義は、信仰と共同体という二つの要素によるものである。このカルボニエの定義を承継しつつ、宗教信仰の本質は、その対象が「神性 (divinité)、あるいは少なくとも超自然的力、超越、絶対者、聖性」であるとするのがロベール¹³²⁾である。

前述のギューヤール報告書が示すようなセクトの帰納的定義を危険視しつつ、セクトを宗教と同一視する視点から、セクトを「同一の教義を信仰する人の総体」という定義するものも見られる¹³³⁾。

また、ルブルトンもカルボニエの定義を引きつつ、政教分離法が規定する宗教社団の能力をセクトにも認めるべきである、としている¹³⁴⁾。

「セクトは宗教なのであるから、差別的な法制度をアプリオリに彼らに適用するいかなる理由も存在しない。」¹³⁵⁾

ヴァクスマンも次のように述べる。

「原則は明快である。1905年法は、礼拝の実践に専心する限り、既成宗教とセクトの間のいかなる差別も認めない。」¹³⁶⁾

このように、判例に於ける事実上の不平等は、学説に於いて強く意識されており、公的自由に関する最近の概説書に於いてもセクトに関する記述が記載されるようになっている。

ロベールはつぎのように問い掛け、セクトと既成宗教の差異を否定しようとする。

「元々、キリスト教徒はセクトを構成していたのではなかったか？次はプロテスタントではないか？結局、宗教とは成功したセクトに他ならないのではない

131) Jean Carbonnier, Note sous Nimes, 10 juin 1967, Recueil Dalloz Sirey, 1969, p.370.

132) Jacques Robert, La liberté de religion, de pensée et de croyance, dans Rémy Cabrillac, Marie-Anne Frison-Roche, Thierry Revet (sous la direction de), Droits et libertés fondamentaux, Dalloz, 3^{ème} éd., 1996, p.213.

133) Epailly, op.cit., p.15.

134) Gilles Lebreton, Libertés publiques et droits de l'homme, Armand Colin, 4^{ème} éd., 1999, p.394.

135) Ibid.

136) Patrick Wachsmann, Libertés publiques, 3^{ème} éd., Dalloz, 2000, p.476.

か？」¹³⁷⁾

一方で、セクトに対して敵対的な立場を採る者もいる。私法学者マロリは、セクトを良いセクトと悪いセクトに分け、そのうち悪いセクトを、「迫害を受けていると強く思い込み、特に非妥協的で、自らの差異と超越性を立証しようとする宗教的に少数派の分離主義的共同体であり、その組織は構造的で、活動並びに教宣活動は熱烈」と定義¹³⁸⁾し、宗教とは区別してその自由を限定すべき、と主張する¹³⁹⁾。また、教育法学者デュラン＝プランボルニュは、あらゆる宗教は元々セクトであったことを認めつつも、「大宗教が基本的に国家の法的秩序、特に公序の尊重に関する点に抵触することなく活動しているのに対して、新しい集団 [=セクト] の構成員は、行動規範としてその [=セクトの] 秩序内の規範を遵守するのみにとどまっているように思える」¹⁴⁰⁾とした上で、「信仰の自由という原則は、セクトから存在する権利並びにその信仰を実践する権利をアプリオリに剥奪することを認めているわけではないが、公序は限界を課すことが出来なければならない」¹⁴¹⁾と言う。そして次のように言い切る。

「セクトは宗教とはみなされない。それゆえに、憲法第2条 [現第1条] は、ライックな共和国においてはあらゆる信仰を尊重する事を肯定する限りにおいて、セクトに適用され得ない。」¹⁴²⁾

このような立場は、公法学者の中では一般的ではないと思われる。

9° ただ、セクトの法的地位について懸念を持つ公法学者は、一般的にライシテの要請する宗教的平等が実現されていない事を指摘するだけで、どのようにして現実の不平等を解消していくべきなのかという点は未だ示せないでいる¹⁴³⁾。それは、自由は擁護しなければならないが、一方で確かにセクトの犯罪に対する

137) Robert, *Droits de l'homme et libertés fondamentale*, op.cit., p.600.

138) Philippe Malaurie, Note sous Civ.1^{re} du 11 juin 1991, D., 1991, p.521.

139) Philippe Malaurie, *Droit, sectes et religion*, dans *Archives de philosophie du droit*, Sirey, t.38, 1993, p.219.

140) Claude Durand-Prinborgne, *La laïcité*, Dalloz, 1996, p.100.

141) Ibid.

142) Ibid., p.101.

143) Pirre-Henri Prélôt, *Les religions et l'égalité en droit français*, R.D.P., n.3, 2001, p.739.

取締が必要であるということ意識しなければならないということ、そしてそれ以上に、第一に政教分離法に具現されているライセンスの原則から導き出された、宗教の定義を置かないという法的伝統、そして、第二に政教分離法は新しい宗教の出現を想定していなかったという歴史性¹⁴⁴⁾が、それぞれ自由の享受の障害となっているからである。

セクトは、如上のように宗教の定義を置かない判例によって、宗教としての存在を法的に無視される傾向がある¹⁴⁵⁾。セギュルは言う。

「しかしながらこの不信と同類の無視は、欠落 (défaut) していることをもって差別を構成しているのである。」¹⁴⁶⁾

欠落。それは宗教の定義の欠落である。

そして、セクトはその新しさ故に、欠落と相まって、セクトが存在しなかった時代の歴史を背負った政教分離法の想定から外れるのである。これからセクトが、プロテスタントやイスラムのように統合され、社会に適応した宗教へと変容していくかは今の時点では不明である。

セクトに纏わる法的不平等性は、こうして、この共鳴しあう法的伝統と歴史性の前に解決困難となってしまうのである。

最早、宗教の定義に拘らず、むしろそれを回避すべきであるとして、ロランは言う。

「宗教の資格に関するこの回避は、それ故に我が法の弱点ではない。全く反対に、それは、長い時間をかけることでのみ確立され得る選別 (sélection) に委ねるために、未だ不確かな今日を開かれた未来に任せるということである。それこそが自由の法に適するものである。」¹⁴⁷⁾

144) Patrice Rolland, *Quel régime juridique pour les sectes?*, Cahier français, n.296, 2000, p.76.

145) 全く無視されているわけではない。1982年5月14日のコンセイユ・デタ判決はクリシュナ意識国際協会に礼拝の自由を承認した事で例外的である。Voir, C.E., 14 mai 1982, Association internationale pour la conscience de Krsnīte, Recueil Dalloz Sirey, 1982, jurisprudence, p.516.

146) Philippe Ségur, *La «secte» en droit constitutionnel*, dans *Les «sectes» et le droit en France*, Francis Messner (sous la direction de), P.U.F., 1999, p. 132.

147) Patrice Rolland, *op.cit.*, p.78.

即ち、時間が解決してくれると言うのである。

IV 反セクト法

本章でみたように、セクトは信教の自由の享受者たる宗教から事実上排除されている。セクトは宗教の領域から外れる存在であるということは、次に見る反セクト法に於いても一貫しており、また、そのことが反セクト法をライセンスと両立させる重要なポイントとなっている。

では、2001年5月30日に国民議会で可決成立した通称反セクト法 (La loi anti-sectes)、正式名称「人権並びに基本的自由を侵害するセクト的運動の予防並びに抑制を強化することを目的とする法律」(loi tendant à renforcer la prévention et la répression des mouvements sectaires portant atteinte aux droits de l'homme et aux libertés fondamentales)¹⁴⁸⁾を紹介する。

1 審議経過¹⁴⁹⁾

本法律は元老院議員ニコラ・アブ (Nicolas About, UDF., Maire de Motigny-le-Bretonneux) によって¹⁵⁰⁾1998年11月20日に元老院法律委員会に提出され、1999年12月16日の本会議審議を経て国民議会に送付された。この時点での元老院案は、たった3条しかない法案¹⁵¹⁾であった。国民議会に於いては、報告者カ

148) Loi n.2001-504 du 12 juin 2001 tendant à renforcer la prévention et la répression des mouvements sectaires portant atteinte aux droits de l'homme et aux libertés fondamentales, J.O., n.135 du 13 juin 2001, p. 9337, J.C.P., n.27, 4 juillet 2001, pp.1341-1344, D., n.25, 2001, pp.2004-2007.

149) 反セクト法の審議経過及び内容についていち早く報告しているのが、小泉洋一「フランスの“セクト対策”」中外日報2001年2月6日第1面及び第6面、同「仏の『セクト法』とその問題点」中外日報2001年7月12日第1面及び第6面。

150) 直接的には、セクト信者の集団自殺(太陽寺院)と自殺事件(サイエントロジー)が立法の引き金になっているようである。

151) Proposition de loi tendant à renforcer le dispositif pénal à l'encontre des associations ou groupements constituant, par leurs agissements délictueux, un trouble à l'ordre public ou un péril majeur pour la personne humaine, n. 79, J.O., Sénat, c.r., 16 décembre 1999, p.7696.

トゥリーヌ・ピカル (Catherine Picard, SOC.) の案¹⁵²⁾を筆頭に、エリック・ドリジェ (Eric Doligé, RPR.)¹⁵³⁾、ジャン・チベリ (Jean Tiberi, RPR.)¹⁵⁴⁾、ジャン＝ピエール・ブラル (Jean-Pierre Brard, COM.)¹⁵⁵⁾、ピエール・アルベルティニ (Pierre Albertini, UDF.)¹⁵⁶⁾ のそれぞれの法案を併せて、2000年6月22日に国民議会本会議にて可決。当初3条しかなかった法案は、5人の国民議会議員が提出した11本の議員提出法案の内容を加えて大幅な加筆をしたため、枝番号を合わせて26条の長文の法案¹⁵⁷⁾へと膨れ上がった。各議員の所属政党が示すとおり、左右入り乱れての立案となった。反セクト法は、最も活躍したピカルの名を取ってピカル法、あるいはアブとあわせてアブ＝ピカル法と呼ばれる事もある。

そして第二読会に入る。元老院は国民議会に於ける大幅な加筆の殆どを受け容れ、2001年5月3日に元老院本会議通過。その後はスピード審議で同年5月30日に国民議会で可決、6月12日に大統領の審署を経て翌13日に公布された。憲法院には付記されず、法律の合憲性審査は行われていない。

-
- 152) Proposition de loi tendant à renforcer la prévention et la répression à l'encontre des groupements à caractère sectaire, n.2435 et proposition de loi relative à lutte contre les sectes et ouvrant à certaines associations le droit de se porter partie civile, n.1295.
- 153) Proposition de loi tendant à créer un délit de manipulation mentale, n. 2291 et proposition de loi tendant à renforcer notre dispositif légal de lutte contre les sectes, n.2156 et proposition de loi tendant à permettre aux association de lutte contre les sectes de se porter partie civile, n. 1511.
- 154) Proposition sur la protection des personnes vulnérables aux activités répréhensibles des sectes, n.2213.
- 155) Proposition tendant à renforcer le dispositif juridique à l'encontre des associations ou groupements constituant, par leurs agissements délictueux, un trouble à l'ordre public ou un péril majeur pour personne humaine, n.2151 et proposition de loi relative aux condition obtention de financement public pour les partis et groupements politiques, n.842 et proposition de loi visant à restreindre l'attribution de permis de construire à des association à caractère sectaire, n.402.
- 156) Proposition de loi tendant à créer un Haut Conseil des cultes, n.376.
- 157) Proposition de loi tendant à renforcer la prévention et la répression à l'encontre des groupements à caractère sectaire, T.A.,546, J.O., A.N., c.r., 22 juin 2000, pp.5720-5755.

元老院と国民議会、あわせて4回の採択を経ているが4回全て満場一致或いは大多数の賛成を得ている。審議中は政党間あるいは議員間の目立った対立は、若干を除いて無かった。後述するように、四大宗教が懸念を示したものの、世論もマスコミも概ね好意的であったと思われる¹⁵⁸⁾。フィリップ・ヴィルク (Philippe Vuilque, SOC.) の発言¹⁵⁹⁾に引用される世論調査によると、フランス人の86%が一定のセクトを禁止する事に肯定的であり、73%がセクトは民主主義にとって脅威であると答え、66%がセクトの危険を身近に感じている、ということがわかっている。

明確に反対の意思を示したのはたった4人の元老院議員のみのものである¹⁶⁰⁾。そのうち特にミシェル・カルダゲ (Michel Caldaguès, RPR) は、総括審議に於いても各条項審議に於いても悉く反対の意思を示し、文字通り孤軍奮闘した。そして元老院の議員補佐 (assistant parlementaire) たちの元に、良心の自由と宗教の多元性に関するカルダゲの議論や会見の申し出にいちいち付き合わないように、と警告する内部文書が送られ問題になった¹⁶¹⁾。

議員以外で、反セクト法に明確に反対の意思を示したのは、国内では4大宗教団体と人権連盟 (La Ligue des droits de l'homme)¹⁶²⁾、そして渦中のセクトである。そしてむしろ国外からの声が大きかった。まず、アメリカが信教の自由を侵害するとして懸念を表明した¹⁶³⁾。元老院議員セルジュ・ラゴーシュ (Serge Lagache, SOC.) の発言¹⁶⁴⁾によると、法案提出後セクトの信者からの抗議メールが議員宛に送信されて来たことや、又、アメリカの政治家がフランスに於ける宗教的自由抑圧の立法に懸念を表明していたことが明かされている。

さらに、欧州評議会 (Assemblée parlementaire du Conseil de l'Europe)

158) Libération, 31 mai 2001 par Daniel Licht. Le Monde, 31 mai 2001 par Xavier Ternisien. AFP, 31 mai 2001.

159) J.O., débats, A.N., c.r., 22 juin 2000, p.5726.

160) AFP, 3 avril 2001 par Claude Levy. Ex., Daniel Hoeffel (centriste), Michel Caldaguès (RPR), Emmanuel Hamuel (RPR), Jean-Yves Autexier (MDC).

161) J.O., débats, Sénat, c.r., 3 mai 2001 p.1718.

162) Le Monde, 31 mars 2001 par Xavier Ternisien.

163) AFP, 29 mars 2001.

164) J.O., débats, Sénat, c.r., 3 mai 2001 p.1715.

のフランスを除いた各国の左派系議員約50人が、連名で反セクト法の審議を遅らせるように求める宣言¹⁶⁵⁾を發表し、元老院報告者にして欧州評議會議員を兼職するアブの激怒を招いた。この宣言は、審議中の反セクト法がフランスに於いて宗教的差別を作り出す危険があり、人権に関する国際的並びにヨーロッパの規範に抵触することを指摘するものであった。アブは、「自由を尊重する国家を侵害する最も危険な団体であるセクトに、評議会の議員が加担するとはスキャンダルだ！」と語気を荒くした¹⁶⁶⁾。結局内政干渉であるとのアブの抗議で、この宣言は撤回されている。

ともかくにもこのような国内外の雰囲気の中で反セクト法は成立した。次にその内容を見てみよう。

2 内容

確定した法律は、全6章24条からなる。それぞれの章は次のような副題が付されている。

第一章（第1条）一定の法人の民事的解散

第二章（第2条～第15条）一定の違反に関する法人の刑事責任の拡大

第三章（第16条～第18条）刑事責任のある法人に対する解散刑に関する規定

第四章（第19条）セクト的団体の宣伝制限規定

第五章（第20条～第21条）無知又は脆弱な状態に付け込む不法侵害に関する規定

第六章（第22条～第24条）細目規定

反セクト法の主眼は大きく次の二つに分かれる。一つは、有罪が宣告された一定の法人の裁判所による解散、いま一つは、不法行為を為した法人に対する刑罰の強化である。

1° 法人の解散

法人の解散については、三つの段階により構成される。即ち、①セクト的団体

165) Déclaration du 26 avril 2001 de l'Assemblée parlementaire du Conseil de l'Europe écrite n.321.

166) AFP, 26 avril 2001.

若しくはその指導者が、②引用される諸法典の規定に付き複数回有罪判決を受けた場合、③大審裁判所がその団体の解散宣告をし得る。

①セクト的団体の定義

セクト的団体は、「法的形態若しくは目的がなんであれ、その活動に参加する人の精神的又は身体的依存を作り出し、維持し、利用することを目的又は効果とする活動を行うあらゆる法人」、と定義される。元老院案では、その法案の名前にセクトの定義が織り込まれていた。即ち「その違法行為によって公序への侵害又は人間に対する重大な危険を構成する社団又は集団」というものである。この点は後述する。

②セクト的団体解散の条件

上記のように定義される団体若しくはその指導者が、「以下に挙げられる違反の一つ又は数個に付き、刑事上の最終的な有罪判決を複数回宣告された場合」、解散宣告をすることができる。引用される刑法典、公衆衛生法典、消費法典の規定は以下の通りである。

刑法典¹⁶⁷⁾に付き

221-1 ~ 221-6 生命侵害

222-1 ~ 222-40人の身体的・精神的完全性に対する侵害

223-1 ~ 223-15人を危険に晒させる行為

223-15-2 無知と脆弱な状態に付け込む不法侵害（新設規定）

224-1 ~ 224-4 略取及び監禁

225-5 ~ 225-15売春斡旋、人間の尊厳に反する労働

225-17 ~ 225-18死体に対する侵害、差別

226-1 ~ 226-23人格に対する侵害

227-1 ~ 227-27身成年者及び家族に対する侵害

311-1 ~ 311-13盗取

312-1 ~ 312-13強要

167) 刑法典の訳語は、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス新刑法典』（法曹会、1995年）に可能な限り従った。

313-1～313-3 詐欺

314-1～314-3 背信

324-1～324-6 財産の法的状況の詐称

公衆衛生法典に付き

L.4161-5 不法な医師・歯科医・助産婦専門行為

L.4223-1 不法な薬剤処方

消費法典に付き

L.121-6 虚偽広告

L.213-1～L.213-4 詐欺、食物・医薬品についての虚偽並びに不法売買

第一読会に於ける元老院案では、刑法典と公衆衛生法典から個別の条文があわせて17しか挙げられていなかったが、国民議会案では刑法典を網羅的に引用している。これは国民議会が、元老院案では生温く徹底的に規制すべき、と判断したためである。

③セクト的団体の解散手続

セクト的団体の解散手続は、「管轄の検察官若しくはあらゆる関係者の請求によって大審裁判所によって行われる」。「不服申し立て期間は15日」とされる。「担当する裁判長は速やかに法廷期日を定めるものとする」として、指定期日の手続がとられる。「解散宣告を受けた法人の、公然の又は偽装による維持又は再建は、刑法典434の43条2項により規定される軽罪を構成する」。また、その目的や追求する利益から判断して同等の団体と判断される他の複数の団体についても、同一の手続きにおいて解散を宣告する事ができる。

この部分は、反セクト法の審議に於いて最も対立があった条項の一つである。その点については後述する。

2° 法人に対する刑罰の強化

法人に対する刑罰の強化は、従来の規定を強化するものと、新たに規定を設けるものとに分かれる。

①現行法規による刑罰強化

a) 公衆衛生法典について(第2条)は、L.4161-5条の不法な医師・歯科医・助産婦専門行為に対する刑罰、即ち5000フラン～60000フラン及び10日～3ヶ月

の拘禁と、L.4223-1条の不法な薬剤処方に対する刑罰、即ち30000フランの罰金及び重犯の場合60000フラン及び4ヶ月の拘禁を、それぞれ100000フランの罰金及び一年の拘禁という内容に引き上げた上で、法人の違反に対しては、刑法典131の38条と131の39条1項の2から9を適用することとした。

よって、法人がこの規定に違反した場合、罰金は自然人の5倍となり（131の38条）、この他に、無期又は五年以下の期間の活動禁止（131の39条1項の2）、五年以下の司法監視（同3）、無期又は五年以下の事務所・企業の閉鎖（同4）、公契約からの排除（同5）、資金公募の禁止（同6）、小切手・キャッシュカードの使用禁止（同7）、犯罪に関係する物の没収（同8）、判決の掲示・公告（同9）が補的に宣告される事になった。

同様に、消費法典についても（第3条）、並びに刑法典についても（第4条～第15条）、第1条に引用された規定に対する法人の違反に関して、刑法典131の38条並びに131の39条1項の2から9が適用され、公衆衛生法典と同じく、法人に対する刑罰が強化された。

b) 法人に対する解散刑に関連して、1901年の結社法第8条の2が定める解散判決の出た法人の不法な維持又は再建に対する刑罰、即ち30000フランの罰金及び1年の拘禁を、300000フランの罰金及び3年の拘禁に引き上げた（第16条）。また、解散法人の維持・再建に参加する自然人に関しては、刑法典434の43の2条を新設して同様の刑罰と、重犯の場合は50000フランの罰金及び5年の拘禁を定めた（第17条）。刑法典131の39条1項の2から9に挙げられる刑罰を遵守しない法人に対しては、解散刑が宣告される事となった（第18条）。

②新設規定による刑罰強化

新設規定は、a) セクト的運動の宣伝活動に対する制限（第19条）と、b) 無知並びに脆弱性に付け込んだ不法侵害（第20条）、並びにc) 反セクト団体への私訴原告権の付与（第22条）である。

a) 宣伝活動に対する制限に関しては、第1条に挙げられた違反に対する有罪判決をセクト的団体並びにその指導者が複数回受けた場合、セクト的団体を「促進し、青少年に向けられたメッセージを何らかの方法で広めようとする行為は、50000フランの罰金で罰する」と規定される。そのメッセージが、「そのような法

人への復帰を促すものである場合、同様の刑罰が科される。」法人に対しては、刑法典131の38条の適用により5倍の罰金が課される。

b) 無知並びに脆弱性に付け込む不法虐待 (*l'abus frauduleux de l'état d'ignorance ou de faiblesse*) は、刑法典第2部第3章第6節の2第223の15の2条を新設するものである。当該条項は次のように規定する。「未成年者であれ、年齢、病気、身体障害、精神的又は身体的欠陥、若しくは妊娠の状態による特殊な脆弱性が明白あるいは第三者に知られている人であれ、又は、重大な侵害をもたらす行為または不作為を成させるために、深刻且つ絶え間のない圧力又はその判断力を歪める効果を持つ技術の結果、精神的又は身体的依存状態にある人であれ、その無知な状態又は脆弱な状況を不法虐待することは、3年の拘禁並びに2500000フランの罰金で罰する。」

法人の指導者によってこれが為された場合は、5年の拘禁並びに5000000フランの罰金とされる。この他、公民権の停止、私法上・家族法上の権利の停止、公務執行・職業活動・社会活動の禁止、最高5年の建物の閉鎖、滞在禁止、小切手使用の禁止、判決の掲示又は公示を同様に補足的刑罰として、科することができる。

法人に関しては、刑法典第131の38条と第131の39条1項の1から9までが適用される。よって罰金は5倍となり、第131の39条1項の1が定める解散刑を含めたその他の刑罰が科され得る。

この条文は、もともと「精神操作罪」を規定しようとしたものであった。これについても論議を呼んだ部分なので、後述する。

c) 反セクト団体への私訴原告権の付与は、刑事訴訟法典第2の17条を新設するものである。私訴とは、刑事訴訟法典第2条が「重罪、軽罪又は違警罪によって生じた損害の賠償を求める私訴権は、犯罪によって直接生じた損害を一身的に受けた全てのものに属する」として、犯罪被害者が検察官の提起する公訴とは別に損害賠償を求めて加害者に対して起こす訴訟の事である。この私訴権は、1985年の改正を皮切りに、個人だけではなく、様々な社会活動に従事する公益法人にも付与されてきた。これまでに反人種差別主義、反性的暴力、反児童虐待、障害者保護、動物の保護、フランス語の保護、麻薬の撲滅などを目的とする公益法人が、私訴原告人たる資格を認められてきた。反セクト法では、セクト的団体の

活動から「個人を保護し又は援助し、個人的又は集团的権利並びに自由を防御する事」をその定款に謳うあらゆる公益法人は、第1条に引用された規定違反の事件について私訴権を発動することを認められる、とした。これは、個人がセクト的団体に立ち向かう事が経済的にも精神的にも困難であることから、問題解決のためには反セクトの運動をしてきた市民団体の助力が必要と考えられたからである。

反セクト法の特徴は、セクトへの徹底した対蹠性である。

3 反セクト法の争点

反セクト法の争点は大きく二つある。それはセクト的集団の解散方法について、精神操作罪の是非についてである。前者に関しては、元老院案と国民議会案の綱引きという様相が強い。後者に関しては、2000年11月8日に元老院法委員会で行われた聴聞会が反セクト法審議に於ける一大イベントとなった。

1° セクトの定義

実質的にセクトを名指した特別立法は、ライセンスの原則から導かれる国家の宗教的中立性に反しないのだろうか？この問いに対して、反セクト法は、宗教やセクトの定義を形式上行わないのであるから国家の宗教的中立性には反しないという立場をとりつつ、法的に宗教とは認められないもの、即ちセクトを実質的に定義しようと試みている。

第一読会に於ける元老院案¹⁶⁸⁾には、セクトを定義する条文は存在しない。一応のところ、その題名に「違法行為によって公序への侵害又は人間に対する重大な危険を構成する社団又は集団」という部分があるのみである。法案報告者アブは次のように述べている。

「当法委員会は、セクトなる用語は一度も使用しないし、セクトのいかなる定義も試みるものではないことに留意していただきたい。あらゆる定義の試みは、我々を不正と宗教的少数者への圧迫へと導きます。本法案は信仰の自由と結社の自由を尊重したいのであります。」¹⁶⁹⁾。

168) Proposition de loi adoptée par le Sénat, n.2034.

169) J.O., débats, Sénat, c.r., 16 décembre 1999, p.7690.

国民議会に於いても次のような発言がある。

「セクトとはなんのでしょうか？人それぞれでしょうが、いかなる定義も存在しません。」¹⁷⁰⁾

しかし、「たとえ法的にセクトを定義することができなくてもその中身によってセクト的集団を特定する事ができる」¹⁷¹⁾、というのがまさに反セクト法の立場である。

セクトを特定するその中身として、アブは1995年の国民議会調査委員会の報告書、いわゆるギュイヤール報告書¹⁷²⁾が示した「指標の束」(un faisceau d'indices)を援用する。

それは次のような指標である。

精神的不安定化

法外な金銭要求

元の生活からの意図的な引き離し

身体の完全性への加害

児童の加入強要

大なり小なり反社会的な言質

公序への侵害

多大な司法的闘争

通常のエconomic流通経路からの逸脱

公権力への浸透の企て

この指標に「複数回の有罪判決」という「完全に客観的な基準を採用」(le critère parfaitement objectif)すれば、信教の自由並びに結社の自由を侵害する事は無い、とアブは主張した¹⁷³⁾。行政実務に於いては、既に1996年の通達でこ

170) J.O., débats, A.N., c.r., 22 juin 2000, p.5722, Elisabeth Guigou(Garde des Sceaux).

171) J.O., débats, A.N., c.r., 22 juin 2000, p.5735, Rudy Salles(UDF).

172) Le rapport de la commission d'enquête sur les sectes, n.2468, 2^{ème} législature, décembre 1995.

173) J.O., débats, Sénat, c.r., 16 décembre 1999, p.7690.

の基準を採用してセクトに対して毅然と立ち向かうべき旨が述べられている¹⁷⁴⁾。

学説の中には既にギュイヤール報告書の指標による定義に対して疑義を示すものがある。ガストは、第一に、セクトを識別する際にその根拠が曖昧な10の指標からアプリアリに選択される点を、うわべだけのもの (hypocrite) であると非難する¹⁷⁵⁾。第二に、この定義が所与の性質として、セクトが危険であり、公序に反し、不法行為を犯す集団として規定していることに危機感を表明する。

「[かような定義のもとでの] セクトという名称は、不法行為を実際に犯し、或いは不法行為を為すのではないか、とただ疑われる集団が想起されるのである。このような [セクト=危険という] 同一視 (amalgame) は、無罪推定という問題を再び提起するものであろう。」¹⁷⁶⁾

又、第三に、このような指標は、他の制度にも当てはまる可能性があることを指摘し、ライセンスの原則からして、このような差別的な定義は許されないと主張する¹⁷⁷⁾。

そこで、国民議会での報告者ピカルは、ギュイヤール報告書に於ける一連の指標を援用しつつも¹⁷⁸⁾、「セクト的性格」(nature sectaire) の定義として、「法的形態若しくは目的がなんであれ、その活動に参加する人の精神的又は身体的依存を作り出し、維持し、利用することを目的又は効果とする活動を行うあらゆる法人」という文言を挿入しており、確定条項もこちらの文言になった。答弁上はセクトの定義はしないことになっているが、事実上この文言がセクトの定義ということになる¹⁷⁹⁾。いずれにせよ、反セクト法が対象とするものが曖昧である事には変わりはない。セクトと目される団体を対象としながら、条文上セクトという用語は存在せず、「セクト的」(sectaires) という形容詞が法律名と章題

174) Circulaire du 29 février 1996 relative à lutte contre les atteintes aux personnes et aux biens comises dans le cadre des mouvements à caractère sectaire, J.O., 5 mars 1996, p.3409.

175) Philippe Gast, Le Rapport Guyard et les principes d'égalité et de légalité en matière de sectes, L.P.A., 7 février 1996, pp.14-15.

176) Ibid., pp.15-16.

177) Ibid., p.17.

178) Rapport de Catherine Picard, au nom de la commission des lois, n.2472.

179) 実際、この文言がセクトの定義として紹介されている。J.C.P., n.26, actualité, 27 juin 2001, p.1256.

にのみに使用されていることは象徴的である。

反セクト法に唯一反対した元老院議員の一人カルダゲは、セクトを定義することが不可能であるのにセクトを名指ししてその良心の自由や結社の自由を制限する事は許されない、と激しく非難した。そして、この「解決不可能な問題」(la quadrature du cercle)¹⁸⁰⁾を解決しようと試みる反セクト法全体にも、そして対象が不確定である各条文にも悉く反対の意思を示した。

しかしながら、結局、反セクト法の審議を通じて信教の自由や国家の宗教的中立性についての踏み込んだ議論は行われなかった。以下のようなくだりが何回も現れるだけである。

「良心の自由、宗教的自由、そして結社の自由は、あらゆる民主主義国家で憲法的に認められ擁護されるものであります。しかしながら、セクト的性格の集団は、これを頼みにすることを厭わなければかりか、民主主義だけでなく、人間の命までも危険に晒しているのです。」¹⁸¹⁾

反セクト法は、国家の安全、民主主義擁護、人命尊重といった理由から、曖昧な定義のもとでの宗教的自由に対する制約を簡単に認めてしまう可能性があるといえるだろう。定義の曖昧性は次に見るように議員たち自身が明らかにしている。

2° 住宅距離制限・建築許可の取消

第1読会に於ける国民議会案には、セクト的団体の居住制限並びに建築許可の取消に関する規定が盛り込まれていた。

まず居住の禁止に関しては、「病院、ホスピス、養老院、公的又は私的な予防・療養・入院看護施設、県社会保険課の関係する予防無料診療所、社会及び社会医学センター又は保育幼稚園、初等教育、中等教育施設の周囲200メートル以内では、市町村の長及びパリにあっては警視總監が」、解散規定に引用される違反について複数回有罪判決を受けたセクト的団体並びにその指導者に対して居住を禁止する事ができる、という規定があった。

また、建築許可の取消に関しては、同様に解散規定に引用される違反について、

180) J.O., débats, Sénat, c.r., 3 mai 2001, p.1717.

181) J.O., débats, A.N., c.r., 30 mai 2001, p.3684, Dominique Busseau(DL.).

複数回有罪判決を受けたセクト的団体に対して成されていた建築許可を、市町村の長及びパリにあっては警視總監が取り消す事ができるとしていた。

これについては、地方公共団体の長を兼職するものが多い元老院の議員たちが反対の意思を示した。即ち、市町村長にはセクトか否かということ判断する能力を持ち合わせてはおらず、能力が無いのにもかかわらず不作為について非難を受ける可能性があるのは理不尽であると主張したのである。

「市町村長は彼らの共同体の領域に進出しようとしている、複数回有罪判決を受けたセクト的団体を識別する用意はあるのだろうか？ 集団の活動が、「参加する人の精神的又は身体的依存を作り出し、維持し、利用することを目的又は効果とする活動を行う全ての法人」という] 第一の条件を満たしているかどうか、彼らはどのようにして評価すると言うのか？ 若し彼らがかような集団の設立について情報を得られなかったとしたら、彼らはその無策に付いて非難される可能性があるのではないだろうか？ 警視總監はさらにセクト的集団を識別する手段を持ち合わせてはいないのではないか？」¹⁸⁶⁾

結局この条文案は削除される事となった。しかし、このことは、いみじくも立法に関わる議員自身が、「参加する人の精神的又は身体的依存を作り出し、維持し、利用することを目的又は効果とする活動を行う全ての法人」というセクトの定義に自信をもてなかったことを露呈してしまった。

3° セクト的団体の解散方法

反セクト法の審議に於いて両院の議員たちは、セクト的団体の解散如何ではなく、セクト的団体の解散方法に拘泥した。選択肢は、行政的解散 (la dissolution administrative) か司法的解散 (la dissolution judiciaire) か、である。

第一読会に於ける元老院案では、大審裁判所による解散方法ではなく、閣議の承認を経た共和国大統領のデクレによって法人を解散することが規定されていた。これは、戦闘集団と私兵に関する1936年1月10日の法律 (Loi du 10 janvier 1936 sur les groupes de combat et milices privés) [以下「1936年法」と記述] の第1条を援用する方法である。この1936年法は、第二次世界大戦直前の不

186) Rapport de Nicolas About, au nom de la commission des lois, n.131.

穏な世相の中で、いたるところで擾憂事件を引き起こし、共和国政府にとって脅威となりつつあった極右的反議会主義団体 (ligue) を強制的に解散させるために制定された法律であった。1901年の結社法によって承認される結社の自由の例外として、1936年法は、次のような基準を規定している。即ち、「街頭に於いて武装デモを扇動するもの」、「軍隊式の形式並びに組織によって、戦闘集団又は私兵の性格を有するもの」、「国家領域の完全性に対して侵害を加え又は統治機構の共和的政体に対して実力をもって侵害せんと企図するもの」、「その活動が共和国の合法性の回復に関する措置を失敗させる性質のもの」、……「フランスの領土又は領土の一部に関して、フランス又は外国に於いてテロ行為を企図する不正行為に身を委ねたもの」等の基準である。

この1936年法には、今日まで存続する間に数回の修正を挟んで、5件の適用例がある。当初念頭に置かれていた極右的反議会主義団体「火の十字架団」(Croix-de-Feu) 以外は、極めて政治的な判断によるものと思われる。即ち、1973年の「共産主義者同盟」並びに「新秩序協会」(l'association Ordre nouveau)、1982年の「市民運動の義務」(le service d'action civique)、1987年の「コルシカ独立運動」(le SAC)、1993年の「クルド人評議会」(le comité du Kurdistan) である。元老院の報告者、アブは、この1936年法による解散方法の利点を二つ挙げている。一つは緊急事態に於ける迅速な行動を可能にするということ。いま一つは、国家領域上の危険集団組織全体の撲滅を可能にすることである¹⁸²⁾。

しかし、国民議会報告者のピカールは1936年法に強い懐疑を示す。1936年法の必要とする緊急性は、二度の有罪が出た程度では足りるものではないし、適用例を見ても極めて高度に政治的な判断である。確かに1936年法による解散の場合、コンセイユ・ダタの審査がつくが、あくまで事後的なものであり、事の性質上救済になり得ない。「憲法的観点からすると、公的自由保護の必要性のために目下の目的を遂行するためには当該法 [=1936年法] がよりよい手段とはならない」¹⁸³⁾、として裁判所による解散方法を選択した。そして、裁判所による解散

182) Rapport de Nicolas About, au nom de la commission des lois, n.131.

183) J.O., débats, A.N., c.r., 22 juin 2000, p.5721, Picard.

方法に於いても、迅速性が確保されるように、確定条項第1条3項の「裁判長が速やかに法廷期日を定めるものとする」という文言を挿入した。

このような要素の他にも1936年法による解散方法の選択を渋らせた点がある。それは、1936年法に基づく大統領のデクレがヨーロッパ人権裁判所の審議に付される可能性が出てくるという事である。この点について、2000年11月8日の元老院法委員会に於ける聴聞会で、全国人権諮問委員会委員長ピエール・トゥリュージュ (Pierre Truche) がその点を的確に纏めた発言¹⁸⁴⁾を行っている。彼は、全国人権諮問委員会は法相より後述する精神操作罪についてのみ付託されているので、解散方法については個人的な見解であるとしながら、次のように述べる。

「元老院が推奨する解決法は、基本的自由の行使に対する一定の制限について規定するヨーロッパ人権保護条約第9条の規定より、共和国大統領の決定がヨーロッパ人権裁判所の制約下に置かれる、という難点があるものであります。フランスによる当該条約の批准が遅れたのは、現行憲法第16条¹⁸⁵⁾を根拠にして共和国大統領によって為された決定が、ストラスブール裁判所の統制のもとに晒されたくないという意思によるものであったのです。……セクト的団体の弁護士は彼らの主張の根拠としてヨーロッパ人権保護条約を根拠に信教の自由に対する侵害を必ずや援用するでしょう。」

結局、元老院側は第二読会に於いて1936年法の迅速性を再度評価しつつも、しぶしぶ元老院案を取り下げ、ピカールの裁判所による解散方法を選択するに至った。その代わり、裁判官がその管轄地域の組織しか解散できないとするならば、手続の効果は全くなってしまおうとして、法的には異なる法人であっても、その名称や目的、利益等から同じ法人と判断される場合は、同じ手続によって解散宣告することができる旨の項を付加することを提案し、国民議会もこれを受入れ、確定条項に至っている。

184) Rapport de Nicolas About, au nom de la commission des lois, n.192, Annexe 1, les travaux de la commission du mercredi 8 novembre 2000, audition de Pierre Truche, Président de la commission nationale consultative des droits de l'homme.

185) 大統領の非常大権。

4° 精神操作罪新設の是非

反セクト法の審議だけでなく、社会的にも話題を呼んだのは、精神操作（マインドコントロール）罪（*délit de manipulation mentale*）の創設についてであった。

第一読会に於ける国民議会で示されたこの新しい特別軽罪案は、現行刑法典に第5章第3節の3「精神操作」という節を新たに設け、その中に以下の3つの条文を挿入するものであった。

第225の16の4条 活動に参加する人の精神的又は身体的依存を作り出し、利用することを目的又は効果とする活動を行う集団の内部に於いて、ある行為又は不作為を導くために、その意に反して、人のうち一人に対して深刻且つ絶え間のない圧力をかけ、又はその判断力を歪める効果を持つ技術を使用する行為は、3年の拘禁及び300000フランの罰金で罰する。

第225の16の5条 第225の16の4条で定められた違反は、年齢、病気、身体障害、精神的又は身体的な欠陥、又は妊娠の状態により、特に脆弱さが明白又は第三者に知られている人に対して、これが為された場合、5年の拘禁及び500000フランの罰金で罰する。

第225の16の6条 法人は第121の2条によって定められる条件によって、当該節で定められた違反に付き刑事責任を宣告される事ができる。法人に科される刑罰は刑法典第131の38条〔自然人の五倍〕及び131の39条〔解散宣告等〕によって定められた限定条項にしたがって罰する。

国民議会報告者ビカールは述べる。

「当該規定が良心の自由を侵害するのでしょうか？いいえ、なぜなら民主主義の原則と人権とが尊重されるあらゆる社団は、その自由の行使を放棄することも、貧困に陥ることも、家族を賄いきれなくなることも、健康、安全、道徳、あるいは児童の教育に侵害を加えることも全く無いからであります。」¹⁸⁷⁾

しかし、司法相ギグは全国人権諮問委員会に精神操作罪の当否について諮問する事にした。2000年9月21日の全国人権諮問委員会の答申は次のように述べる。

187) J.O., débats, A.N., c.r., 22 juin 2000, p.5721.

「当該軽罪が直ちに人権並びに自由を侵害する事は無い」。しかし、「『参加する人の精神的又は身体的依存を作り出し、利用することを目的又は効果とする活動を行う全ての集団』という単なる見かけだけでは、思想、良心、信教の自由に照らして刑罰を科すことはできないことを確認する」。「セクトの実態に対する刑事訴訟の調整は必要であり、現行法の刑法典第313の4条で充分である」。結論として、1) 当該規定の刑法典への移設、2) セクト的集団の指導者に対する厳罰化、3) 法人の刑事責任を規定するにあたり、これらの条件に於いては『精神操作罪』なる特別軽罪の創設は適当ではないと思われる。」¹⁸⁸⁾

2000年11月8日の元老院法委員会での聴聞会には、前述の全国人権諮問委員会委員長トゥリュージュの他、二つの反セクト団体の代表者、そしてカトリック、プロテスタント、ユダヤ、イスラムそれぞれの代表者が招かれ、精神操作罪の当否について意見が述べられた。

まず、反セクト団体の一つ、「マインドコントロール対策行動・教育・資料センター」(Centre de documentation, d'éducation et d'action contre les manipulations mentales) のジャン=フランソワ・ピニエ (Jean-françois Pignier) は、精神操作罪に関して、法案に於ける規定では生温いとして、「その意に反して」(contre son gré ou non) という文言を「その意思に関係なく」(indépendamment de sa volonté) に、さらに、「深刻且つ絶え間のない圧力」と言う文言を、「深刻又は絶え間のない圧力」に、それぞれ置き換えた方が効果的であると提案した。さらに、数人の議員の質問に答えて、「精神医学の発展によって、判断を混乱せしめ、個人の意思に瑕疵があったことは、判断する事が可能であります。公的自由を保障する防護策 (garde-fou) が必要であり、それは可能なのであります。……精神操作罪の導入はこの上ない進歩であります」¹⁸⁹⁾ と

188) Avis de la commission nationale consultative des droits de l'homme sur la création d'un délit de manipulation mentale, rapport de Nicolas About, au nom de la commission des lois, n.192.

189) Rapport de Nicolas About, au nom de la commission des lois, n.192, Annexe 1, les travaux de la commission du mercredi 8 novembre 2000, audition de Jean-françois Pignier, Centre de documentation, d'éducation et d'action contre les manipulations mentales.

発言している。

もう一つの反セクト的団体、全国家族・個人保護団体連合 (L' Union nationale des associations de défense des familles et de l'individu) の代表者、アントワーヌ・ティアル (Antoine Thiard) は、精神操作と言う文言の解釈に疑義を示し、第一に「セクトの依存、影響、支配、危険の下に入信させる事」、第二に刑法典313の4条が定める「未成年者・弱者に対する罪」を援用する事で、より良く定義される、¹⁹⁰⁾ と述べた。

このようにセクトに関わる問題に携わる民間団体の代表者は、「精神操作罪」なるものを設定することは全く良心の自由に反する事はなく、むしろ「公的自由を保障する防護策」であると主張した。

一方、フランスに於ける四大宗教の代表者たちは、一様に精神操作罪に対して反対の意思を示すと同時に微妙な違いを見せた。

イスラム教の代表者、パリ・モスク指導者ダリル・ブバクル (Dalil Boubakeur, Recteur de la Mosquée de Paris) は、「フランスに存在する良心の自由の制度下で、精神操作罪を創設する事は、社会と宗教間の関係に影響を及ぼす点で重大な危険を冒すことになるものであります」、として、反対の意を示し、「セクト対策のための法的措置を改善するためには、[現行法制度で] より厳しく立ち向かう事で充分なのです」¹⁹¹⁾ と結論付けた。

ユダヤ教の代表者、フランス大長老ジョゼフ・シトゥリュク (Joseph Sitruk, Grand rabbin de France) もブバクルに賛意を示す。「精神操作罪の創設は重大な結果をもたらすことになるでしょう。信者に対して通常の影響力をもつあらゆる説教師は精神操作罪について咎められ得ることになります。」¹⁹²⁾

190) Rapport de Nicolas About, au nom de la commission des lois, n.192, Annexe 1, les travaux de la commission du mercredi 8 novembre 2000, audition de Antoine Thiard, L' Union nationale des associations de défense des familles et de l'individu.

191) Rapport de Nicolas About, au nom de la commission des lois, n.192, Annexe 1, les travaux de la commission du mercredi 8 novembre 2000, audition de Dalil Boubakeur, Recteur de la Mosquée de Paris.

192) Rapport de Nicolas About, au nom de la commission des lois, n.192, Annexe 1, les travaux de la commission du mercredi 8 novembre 2000, audition de Joseph Sitruk, Grand rabbin de France.

フランス・プロテスタント連合会長ジャン＝アルノー・ドゥ・クレルモン (Jean-Arnold de Clermont, Président de la fédération protestant de France) も同様である。「国家と教会の分離によって特徴付けられるこの社会に於いて、[セクトを定義する] 規範を一体誰が設定し得ると言うのでしょうか?」¹⁹³⁾

フランス司教会議代表ジャン・ヴェルネット (Jean Vernette, Représentant de la conférence des évêques de France) は、「セクト運動に対する公権力の懸念は正当なものであります。法的空白を置かないという元老院の意思に敬意を表すものであります。」としつつ、精神操作罪については、微妙な言い回しを使用した。

「精神操作罪の創設という考えは、同時に魅惑的且つ恐るべきものであります (à la fois séduisante et redoutable)」。

ヴェルネットは、「このような変革 [=精神操作罪の創設] は思想警察を設置する理由となる可能性がある」としつつも、明確な反対の意思は示していない。この後、彼はカトリック修道会に於ける絶食、清貧、服従の誓い、純潔等の規律は最早精神操作ではない、と説明を始める¹⁹⁴⁾。

全国人権委員会の答申並びに聴聞会を受けて、第2読会に於ける元老院法委員会は、「精神操作罪」そのものの新設を断念し、第1読会に於ける国民議会案の一定の要素を保ちながら既存の刑事法の枠組に新しい文言を盛り込む事にした。それが確定条項第20条の定める「無知並びに脆弱性に付け込む不法虐待」である。アブは次のように述べている。

「この修正案は第9条 [精神操作罪] を修正することを目指しており、精神操作罪の創設に対して述べられた批判、そして特に全国人権諮問委員会の指摘を考

193) Rapport de Nicolas About, au nom de la commission des lois, n.192, Annexe 1, les travaux de la commission du mercredi 8 novembre 2000, audition de Jean-Arnold de Clermont, Président de la fédération protestant de France.

194) Rapport de Nicolas About, au nom de la commission des lois, n.192, Annexe 1, les travaux de la commission du mercredi 8 novembre 2000, audition de Jean Vernette, Représentant de la conférence des évêques de France.

慮するものであります。……私は、既に申し上げたように、特別軽罪を好むものではありません。」¹⁹⁵⁾

「未成年者であれ、年齢、病氣、身体障害、精神的又は身体的欠陥、若しくは妊娠の状態による特殊な脆弱さが明白あるいは第三者に知られている人であれ、あるいは、重大な侵害をもたらす行為または不作為を成させるために、深刻且つ絶え間のない圧力又はその判断力を歪める効果を持つ技術の結果、精神的又は身体的依存状態にある人であれ、その無知な状態又は脆弱な状況を不法虐待することは、3年の拘禁並びに2500000フランの罰金で罰する」という条文のうち、前半の「未成年者であれ、年齢、病氣、身体障害、精神的又は身体的欠陥又は妊娠の状態による特殊な脆弱さが明白あるいは第三者に知られている人であれ」という部分は、刑法典313の4条「未成年者・弱者に対する罪」が定める文言であり、後半の部分は国民議会案に示された精神操作罪の文言である。このように、精神操作罪の名は法案から削除されたものの、その文言は、刑法典に準拠しつつ新たな規定に盛り込まれる事となった。

これに対して、カトリックの枢機卿ルイ＝マリ・ピエ (Louis-Marie Billé) とプロテスタント連合会長ドゥ・クレルモンは連名で反セクト法に反対の意思を示した意見書をジョスパン首相に送付した¹⁹⁶⁾。理由は二つである。第一に、セクトを定義することは不可能であり、第二に、精神操作罪の項目名はなくなったもののその文言は残っており、基本的自由を侵害する可能性があるからである。

しかし、国民議会は第2読会元老院案どおりに可決した。

5° 小結

反セクト法は、曖昧な定義のもとで、セクトへの厳しい対蹠性を示すことになった。この反セクト法について、1985年に国民議会調査委員会委員長としてセクトに関する報告書、いわゆるヴィヴィアン報告書¹⁹⁷⁾を出し、今回はセクト対策本部長としてその立法に蔭で尽力したアラン・ヴィヴィアン (Alain Vivien)

195) J.O., débats, Sénat, c.r., 3 mai 2001, p.1735.

196) AFP, 22 mai 2001.

197) Les sectes en France : expression de la liberté morale ou facteurs de manipulation? de Alain Vivien, La documentation française, Paris, 1985.

は、セクト対策のポイントについて次のように述べている。

「セクト対策特別立法ではなく、あくまで現行法規の修正によってセクトに立ち向かうというわたしの立場は変わっていません。」¹⁹⁸⁾

「しかし、いまや彼ら [=セクト] は『国土無き国家』という存在で、一国だけの対応は無理」¹⁹⁹⁾ なのです。

確かに反セクト法は、その大部分は現行法の修正である。しかし、「国土無き国家」として共和国の安全を脅かすセクトとは何か、という問いには明確には答えていない。セクト的団体の住宅制限条項の削除によって、議員たち自身もセクトを識別することができないことを示してしまった。又、このような立法は信教の自由と正面から衝突しないのかという点も、セクトはそもそも宗教ではない、という論理で問題にならなかった。かつてアンシャン・レジーム下に於いてルイ16世が發布した、ナントの勅令の廃止に関するフォンテーヌブロー勅令²⁰⁰⁾が、法的には「フランス王国にはカトリックしか存在しない」という虚構の上に成り立っていたように、反セクト法も「セクトは法的には宗教ではない」という虚構の上に成り立っているのである。以下の引用は、このような反セクト法に対し警告を発する者の言葉である。

「私は、遙遠くの中世へ逆戻りしている印象を受けています。」²⁰¹⁾

「実際、『セクト的現象』を社会の犠牲にしようとする意思は旧時代の議論であり、ある者にとっては支配的な宗教的地位への郷愁であり、またある者にとってはライクな不寛容の再現である。」²⁰²⁾

国民議会報告者にして一躍時の人となったピカールは、反セクト法成立の前日に、「反セクト法は信仰の自由を侵害するものだと主張するカトリック・プロテスタント両教会の憂慮にどうお答えになりますか？」という質問にこう答えている。

198) L'hebdo, V.O.n.2939, 378 du décembre 2000, p.23.

199) 朝日新聞夕刊2001年10月22日第8面。

200) Isambert, Decrusy, et Taillandier, Recueil général des anciennes lois française depuis l'an 420 jusqu'à la révolution, Paris, t.19, 1829, pp.379-384.

201) J.O., débats, Sénat, c.r., 3 mai 2001, p.1716, Caldauguès.

202) Ségur, op.cit., p.144.

「いかなる場合にも信仰を侵害しません。我々は、法の枠組の外にいるあらゆる集団を対象としているのです。」²⁰³⁾

法の枠組の外にいるものを規制しようとするこの反セクト法は果たして実務に耐えうるものなのかかなり疑わしい。実際にどのようにして運用されていくのか、これが今後の研究課題の一つになる。

V 結語

本稿は、1° 少数者の宗教的自由、2° 宗教の定義、3° 政教分離と信教の自由の緊張関係という三つの点を念頭に置きながら、フランスに於けるライシテ下の宗教的自由の保障状況と反セクト法について検討してきた。反セクトの法の運用についての研究を今後の研究課題としつつ、最後に本稿の内容を総括し、日本に於ける状況を挙げながら、若干の結論を述べてみたい。

1) ライシテは、第3共和制期に生を受けて以来、共和的伝統としてフランスの政教関係を規定してきた。現在においては、カトリックに対する敵対心も払拭され、いかなる宗教に対しても国家は、圧力をかけてはならないし、公認という精神的な支援も金銭の補助という物質的な支援も為すべきでないという国家の中立性が導き出されている。中立性の観点からいかなる宗教の信者も、その宗教的選択が尊重されなければならない。

しかし、圧倒的多数をしめるとされているカトリック以外の宗教に関しては、事実上の不平等が出てきている。特にイスラム・スカーフ事件は、ライシテの原則が、少数派の宗教を信ずるものの宗教的自由にとって、必ずしも親和的ではないことを明らかにした。ライシテが導入された当時、その制度が予定していた宗教団体ではない新しい宗教団体が出現した場合、その宗教的自由は不利益を被る場合がある。ライシテは、正に19世紀を通じて公認宗教とされていたキリスト教二派やユダヤ教を念頭において設計・構想されたのであり、その設計に馴染まない宗教団体が原理的な形で教義を貫徹しようとする、問題が表面化することになる。

203) AFP, 29 mai 2001.

イスラムより社会的にも法的にも低い位置に置かれているのが、セクトである。先に見たように、セクトは「専ら宗教的活動のみを目的」とするとされる宗教社団適格から外されており、この状況は一貫した裁判所の伝統的立場から追認されている。学説は、宗教の定義を緩く採り、セクトも宗教的自由の享受者であることを示そうとしている。しかし、ライシテの原則からいかなる宗教の定義もとらない、というフランスの法的伝統の前に解決の糸口は断たれたままになっている。確かに、解決できるのは時間だけかもしれない。

このような法的状況の中で、フランスに於いて様々な法律違反を引き起こし社会問題となったセクトの尖鋭性に対して、「時としてその逸脱が悲劇的である、社会的現象の予想だにしない噴出を前にした法的懸念」²⁰⁴⁾として反セクト法が結実した。反セクト法は、その対象を宗教ではないものとして定義する立場を採った。宗教を定義せずに、宗教ではない危険なものを定義する事で、ライシテという障碍を避けようとしたのである。しかし、住宅距離制限や建築許可取消に関する規定が、正にセクトを識別する事が困難であるがゆえに削除された事からもわかるように、反セクト法の採った類比的な定義が法的概念として検証に値するものなのか、かなり疑わしい。審議においては、セクトに関する定義の是非は問題にされないまま、共和国の法と公序並びに公的自由を擁護する、という旗印の下で殆ど反対なく成立してしまった。何故セクトを狙い撃ちにする事がライシテの原則に反しないのか。それは、判例の立場と審議過程からすると、セクトは宗教ではないからである。セクトは宗教ではなく社会を攪乱する危険集団であり、そもそも信教の自由はそもそも問題にならないし、国家の宗教的中立性に聊かの揺らぎも無い。国家の公序と民主主義の敵として取り締まるだけである。

2) 日本においても、90年代に入ってから危険な宗教団体に対する対策法が制定されている。団体規制法²⁰⁵⁾である。日仏の対策を比較すると、一応のところ、次の二点の相違があると思われる。

第一に、規制の論理が異なる。反セクト法は、自由の享受者たる宗教ではない

204) Ségur, op.cit., p.143.

205) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」。

もの、すなわちセクトを対象として定義する建前を取っている。つまり、法律は、初めから規制対象が自由の享受者であることを想定していない。これに対して日本の破壊活動防止法や団体規制法は、団体の暴力主義的破壊活動や無差別大量殺人行為を念頭に置いており、そこでは自由の享受者の外部的行為が対象となっている。つまり、論理としては自由に対する制限根拠を規定するという一般的な手法をとっているのである。団体規制法自身が、その第2条並びに3条において、当該法律が「必要な最小限度」に適用されるべきで拡張解釈や濫用、権限逸脱による自由並びに権利に対する制限があってはならない、と規定してその規制対象たる自由の享受者への配慮を見せているのはそのためであろう。宗教に関係する事件であれば、宗教の定義²⁰⁶⁾を前提とし一旦は信教の自由の享受者としてあらゆる宗教を認めるものの、「宗教法人の世俗的側面を対象とし、且つ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではない²⁰⁷⁾として自由に対する制約を認める事になるだろう。

第二に、法律の一般性と個別性の違いである。フランスの反セクト法は法人の刑事責任を拡大させており、この部分の規定はセクトとされる法人に限られないあらゆる法人が対象となる。また、法人の裁判所による解散規定も、「法的形態若しくは目的がなんであれ、その活動に参加する人の精神的又は身体的依存を作り出し、維持し、利用することを目的又は効果とする活動を行うあらゆる法人」という曖昧なセクトの定義と複数回の有罪判決という二重の判断基準からしてその対象が広がる可能性が高い²⁰⁸⁾。これに対して、日本の団体規制法は、その規制対象を旧オウム真理教（現在改称してアレフ）に限定しようとする努力がなされた。第1条は、同法の規制対象を「過去に団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体」とし、無差別大量殺人行為の手段に関して「例えばサリンを使用するなどして」という文言が加えられており、さらには、第4条括弧書きで法律の施行の日から起算して10年以前にその行為が

206) 名古屋高判1971・5・14行集22巻5号680頁。

207) 最一小決1996・1・30民集50巻1号199頁。

208) Annick Dorsner-Dolivet, La loi n.2001-504 du 12 juin 2001 relative aux sectes, J.C.P., n.48, 28 novembre 2001, p.2181.

終わったものを除き、また、附則の2で5年ごとに廃止を含めた法律の見直しも予定しており、相対的に個性が高いのではないと思われる²⁰⁹⁾。

このような二点の相違は逆説的である。フランスにおいては規制の対象をセクトに限定しながらも実質的に一般性が高くなっており、日本においては公共の福祉による自由の制限という一般的な論理をとりながらも実質的に個性が高くなっているのである²¹⁰⁾。

とは言え、このような見方はあくまで比較の上で成り立つものであって団体規制法が人権保障の観点から優れているという事ではない。むしろ、対象とされる団体や無差別大量殺人行為の定義規定、処分の要件の不明確性は、広範な適用を許す可能性があり、違憲性が高いとの指摘がある²¹¹⁾。

3) いずれにせよ、その規模や教義の内容に関わらず宗教であると主張する団体に対する規制は、信教の自由保障の観点から慎重且つ冷静であるべきであり²¹²⁾、背景にある事情や法的伝統を見ずして反セクト法の安易な類似立法を求めるのは危険である²¹³⁾。

日本において最近、東京都世田谷区がオウム対策条例²¹⁴⁾を可決するに至っている²¹⁵⁾。団体規制法の定める処分²¹⁶⁾を受けた団体に対して、調査や施策を実施し、当該団体に対する住民運動に補助金を出すことを主な内容²¹⁷⁾とするもの

209) 団体規制法は実質的に規制対象を旧オウム真理教に限定している、とするのが初宿正典「法律の一般性と個別的法律の問題 - いわゆるオウム規制法の制定を契機として -」法学論叢第146巻第5・6号36頁(2000年)。

210) 個性が高ければ問題が無いというわけではない。政教分離原則から導き出される国家の宗教的中立性と整合性がやはり問題となる。

211) 川崎英明・三島聡「団体規制法の違憲性 - いわゆるオウム対策法の問題性」法律時報72巻3号52～58頁(2000年)、小沢隆一「現代日本の法・『改革』を問う -」85～87頁(法律文化社、2000年)。詳細な検討に関してはこれからの課題としたい。

212) 内野正幸「冷静に多角的な考察を - オウム対策の問題点を検討」朝日新聞1999年11月10日第4面。

213) 前掲小泉「仏の『セクト法』とその問題点」(注149)第6面。

214) 2002年6月20日に区議会可決。正式名称「世田谷区安全安心まちづくり条例」。

215) 朝日新聞朝刊2002年6月21日第35面。

216) 処分の違憲性につき、内野正幸「団体規制法上の観察処分の違憲性」筑波法政第30号1～15頁(2001年)。

217) 朝日新聞朝刊2002年6月7日第30面。

である。この条例は、具体的な活動制限規定を持つものではないが、団体規制法に準拠することで対象を旧オウム真理教に限定させようとしている。このように特定の宗教団体を「狙い撃ち」²¹⁸⁾にする事は、法的には政教分離原則から導かれる国家の宗教的中立性違反並びに信教の自由の侵害になる虞があり極めて望ましくない。また、政策的にも対象となる宗教団体の社会からの隔絶をますます促進してしまう可能性があり、一般住民の不安を最終的に解消する事が出来るのか疑問である。

私法学者ドルスネ＝ドリヴェは、反セクト法が魔女狩り (chasse aux sorcière) を導くものでその有益性は疑わしいとしつつ、次のように結論付ける。

「確かにセクト的逸脱やそれに没頭する運動に対する対策は必要不可欠である。しかし、現行の法的手段で充分であり……あらゆる重罪並びに軽罪に対する法人の責任を拡大する事で足りてしまうであろう。次の二点を強調しなければならない。すなわち、現行規定を厳格に適用する事、そして広報活動を広く展開する事である……。」²¹⁹⁾

反社会的な性格をもつ宗教団体に対して対策が求められる際に忘れてはならないのは、まずは現行法で何が出来るのかという視点²²⁰⁾であり、安易に新たな立法に頼るべきではない。

現行規定を最大限に活用しても対処できなくなった場合にどのような方策が望ましいのかについてはこれからの研究課題としたい。

218) 朝日新聞朝刊2002年6月30日第37面。

219) Annick Dorsner-Dolivet, Loi sur les sectes, D., n.13, 2002, p.1096.

220) このような視点が、現行法の違憲性を隠蔽するものであってはならない。